

# 官報号外

令和元年五月十七日

## ○ 第百九十八回 参議院会議録第十八号

令和元年五月十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

令和元年五月十七日

午前十時開議

第一 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(天皇陛下御即位についての賀詞奉呈に関する法律案(趣旨説明))

令和元年五月十七日 參議院会議録第十八号

企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 中小企業の事業活動の継続に資するための中小

中小企業・小規模事業者は、地域に根差した事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において重要な役割を果たしています。しかしながら、平成二十九年七月九州北部豪雨、平成三十一年七月豪雨、平成三十年北海道胆振東部地震など、近年自然災害が頻発し、また、経営者の高齢化が進展することによって個人事業者を含め多くの経営者の引退期が迫る中、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障を來す事態が生じています。

このような中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営の強靭化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済、雇用を支える中小企業を中心として、それらの灾害対応力を高めるとともに、個人事業者の生前贈与による円滑な事業承継を促進する必要があります。

○本日の会議に付した案件

一、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) 会議を開くに先立ち、御報告申し上げます。

昨十六日、議長は、皇居において天皇陛下にお目にかかり、天皇陛下御即位につき、さきに本院が議決した賀詞を奉呈いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。経済産業大臣世耕弘成君。

〔國務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○國務大臣(世耕弘成君) ただいま議題となりました中小企業の事業活動の継続に資するための中企業等経営強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

(内閣提出、衆議院送付)

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。経

業所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正です。

まず、中小企業等経営強化法及び商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正です。

第一に、中小企業者の事業継続力の強化のための施策を講じます。事前の防災・減災対策の先行事例を踏まえ、中小企業者が行う事業継続力強化の取組や、中小企業を取り巻く関係者による中小企業者の事業継続力強化に関する協力など、中小企業者の事業継続力強化に関する基本方針を策定します。

第二に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援のための施策を講じ、認定を受けた者について各種の支援措置を講じます。

第三に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援のための施策を講じます。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

真山勇一君。

〔真山勇一君登壇、拍手〕

○真山勇一君 立憲民主党・民友会・希望の会の真山勇一です。

会派を代表して、ただいま議題となりました中小企業経営強化法等の改正案について質問いたしました。本法案についてお伺いする前に、一つ大切なことを申し上げたいと思います。

安倍総理は全国津々浦々という言葉がお好きなようで、よく使われますが、アベノミクスの恩恵はいつ全国津々浦々まで行き渡ったのでしょうか。六年以上もいすれ景気が良くなると言われて心待ちにしているうちに、先日、内閣府は景気判断を悪化に引き下げました。景気回復の実感もないうちに、もう景気後退でしょうか。米中貿易摩擦などを言い訳にするのかもしれません、それ以前に生活の豊かさを実感した国民の皆さんは果たしていらっしゃるでしょうか。

リスクの高い金融政策と財政政策を柱にしてアベノミクスを断行し続けた結果、株価だけは一時的に上がり、お金持ちは更に豊かになつた、これは事実かもしません。しかし、その恩恵は全国津々浦々には全く行き渡らず、一般の国民生活は苦しみを訴え続けており、地方の中小企業や規模事業者の疲弊ぶりは目に余るものがあります。しかも、やがてやつてくるであろうアベノミクスによる制御不能な異次元緩和の後始末と膨大な政府の借金を、大多数の一般国民、そして中小企業が引き受けざるを得ないので、この大きな事実を無視したまま今後の中小企業の経営強化策など議論できないということを、まずはつきりさせていただきたいと思います。

それでは、本法案について質問させていただきます。

まず、法案の目的の一つである防災・減災対策についてです。

近年の気候変動に伴い相次いで起きる気象災害、また、日本列島周辺の大規模地震等のリスクを考えると、防災・減災対策の充実は待ったなしの状況です。とりわけ、中小企業の対策は立ち遅れているのが現状です。本法案の目指すところとその意義は十分に認めますが、実効性については幾つか確認しなければならない点があります。

本法案は、中小企業が単独で策定する事業継続力強化計画や複数の中小企業が連携して策定する

ようなケースが生じた場合、どのような形で是正させるのでしょうか。

実際に災害が発生した際には、単に企業間の連携だけでなく、地方自治体などと連動すべき局面があるかもしれません、本法案は国と企業以外の関係するステークホルダーをどのように取り込む制度設計なのでしょうか。また、これらを盛り込んだ基本方針はいつ頃策定されるのでしょうか。

いずれも現在進行形の喫緊の課題ですが、中小企業の側に有形無形の負担を課すおそれもありますので、これらについても経産大臣に具体的な答弁を求めます。

さらに、中小企業への支援措置の中身とその効果も、条文を読むだけではよく分かりません。災害への事前対策を講じることで一時的経営が圧迫されることもあり得ますが、低利融資や信用保証枠の拡大といった金融支援でこれを補うことができるのでしょうか。新たに創設された中小企業防災・減災投資促進税制で認められた20%の特別償却は、対象範囲を更に拡大した上で、一括償却や税額控除なども選択できるようすべきではないでしょうか。また、補助金については具体的にどのようなものを対象とするのか、お答えください。

アベノミクスの恩恵などは全く行き渡っておらず、地方の疲弊ぶりが増す中で、地方に一方的に過度な負担を求める事にならないよう、新制度の運営について十分な注意と配慮を求めることがあります。

最後に、あらかじめ決められた価格で自社株を買う権利を与える、いわゆるストックオプションについて伺います。首尾よく上場できれば多大な利益を得られることが多く、創業者のインセンティブとなる制度ですが下請業者に過度な負担を求めることがないか、されども、今般、ストックオプション税制の適

用対象者が拡大されて、社外から協力する高度人材にもその権利が認められることになります。

元々、株の売却益の税率は20%に軽減されており、これ 자체が金持ち優遇であるとの批判も根強くあります。自らがリスクを取つて創業し、イノベーションを創出した人々は、我が国の経済全体会に恩恵を受けており、その対価としてストックオプションの権利を得るのは妥当であるという説明には一定の合理性はあるのかもしれません。しかし、自身がリスクを取つたわけでもない社外の高度人材にもこうした権利を認めるのは、やはり腑に落ちないものがあります。

高度人材は、その定義上、既に所得レベルが高いはずですし、提供したサービスや成果物に従つてその報酬を受け取り、所得に応じてきちんと納税するのが筋ではないでしょうか。政府は、逆進性の高い消費増税を断行すると繰り返し明言している今、このような新たな金持ち優遇の政策を国民にどのように説明するおつもりなのでしょうか。

世耕大臣に伺います。ストックオプション税制の対象を拡大するに当たり、どのような人材を社外高度人材とするかは経産省が省令でその要件を定めるとしています。具体的にどういった基準で選定するのでしょうか。また、経産省は、そうした人材を認定した後も社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施状況について確認に努める必要があると考へますが、政府の見解を求めてお答えください。

新たな社外高度人材を認定することと具体的にどの程度のベンチャーエンタープライズが創出されると考えておられるのでしょうか。その目標数値や見通しをお答えください。

新元号令和の出典は、我が国の古典、万葉集ですが、中国の古典に論語があります。その論語の最初の部分の中に、非常によく知られた箴言として、過ちては改むるにはかかることなかれといふ

官報（号外）

一節があります。余りにも有名な一節です。私は、今、中小企業の経営強化策を考える際に最も大切なことは、アベノミクスの過ちを素直に認めて、これを改めることだと強く思います。一部の豊かな人の恩恵を与えて、大多数の一般国民や中小・小規模事業者に苦しみを強いアベノミクスなどはもうたくさんです。ところが、安倍政権は、言を左右にして過ちを認めず、その責任さえも取ろうとしておりません。ならば、国民にその審判を委ねるしかありません。来る参議院選挙では、あるいはひょっとして衆参ダブル選挙かもされませんけれども、全国津々浦々の国民の皆さんは賢明な判断をしてくれるはずです。その判断の材料とすべく、国会での充実した審議を求めて、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）  
○国務大臣（世耕弘成君） 真山議員の御質問にお答えいたします。

事前防災・減災対策の内容は、企業規模や産業の属性によって様々であり、また、直面する災害リスクも様々であることから、政府として中小企業のBCP策定率について特定の数値目標は定めていません。

一方、今回の法案では、より多くの中小企業の災害への対応力を高めるため、新たに計画の認定制度を設け、防災・減災設備投資に対する税制優遇、低利融資の深掘りなど、支援策を抜本強化します。

これに加えて、中小企業庁によるワークショッピングやセミナーの開催、また、地方自治体・商工団体といった関係者による普及啓発などにより、中小企業の事業継続力強化、BCPの策定率を高め取組を後押ししてまいります。

日本政策金融公庫による低利融資の深掘り、中小企業信用保険に基づく保証枠の二・八億円の追加により、中小企業の設備投資や運転資金として十分な支援を行います。

また、税制で措置する二〇%の特別償却は、防火・減災設備に対する特別償却として過去最高水準であります。対象範囲の拡大、一括償却や税額控除の導入については、この税制の利用状況、効果検証の結果、追加措置への要望状況、財源などを踏まえて総合的検討が必要であると考えています。

改正法案に基づく認定計画を受けた中小企業が優先採択の対象となる補助金としては、例えばものづくり補助金などが考えられ、現在、詳細を検討中であります。

防災・減災対策に名を借りた下請中小企業への過度な要求への対応についてお尋ねがありました。

中小企業のBCP策定率に関する目標や、BCP策定率を高めるための施策についてお尋ねがありました。

中小企業の中では、取引先の大企業や商工会体、損保会社、地域金融機関、地方自治体などからの勧めをきっかけに防災・減災の事前対策に取り組む事業者もあり、これら関係者の役割は重要です。このため、取引先大企業によるセミナーの開催や地域金融機関がチラシなどで行う普及啓発など、関係者に期待される取組を基本方針に位置付け、協力を促してまいりたいと思います。

基本方針の策定時期は、法案成立の場合、パブリックコメント等の必要な手続を経て、できる限り速やかに策定したいと考えています。

改正法案に基づく認定計画を受けた中小企業がハンズオンによる策定支援を行い、中小企業の負担軽減を図つてまいります。

商工会、商工会議所による事業継続力強化支援制度の実施に当たっては、申請書類の簡素化やハンズオンによる策定支援を行い、中小企業の負担軽減を図つてまいります。

事業継続力強化支援計画には、できるだけ多くの商工会、商工会議所が取り組むことを期待しています。一方で、近年、商工会、商工会議所の経営指導員の人手不足やノウハウの不足、財政事情等から、独自に行うことが困難な場合もあると認識しています。

このため、法改正に併せ、地方交付税措置について、自治体の商工行政費の単位費用を増額し、災害関係業務等に対応できる体制を整備できる措置を講じてていきます。

加えて、経営指導員や地方公共団体向けの研修を充実させ、事業継続力強化支援計画ができるだけ多く策定されるよう万全を期してまいります。

ストックオプションの税制拡充の対象となる社外高度人材の選定基準と認定された計画の実施状況の確認についてお尋ねがありました。

社外高度人材は、国家資格などの一定の専門知識や実績を有し、サービス開発や事業拡大など、ベンチャー企業の成長に貢献する弁護士や弁理士などの専門人材からベンチャーエンタープライズへと想定しています。また、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を認定した主務大臣は、定期的にフォローアップ調査を行い、計画の実施状況について確認することになっています。

政府は、二〇二三年までに企業価値又は時価総額十億ドル以上のベンチャーエンタープライズを二十社み出すことを目標としており、成長を目指すベンチャーエンタープライズの裾野を広げることが重要です。

そのため、今回のストックオプション税制の拡充で、成長を支える外部の専門人材がリスクを取つてベンチャーエンタープライズに参画することを促し、ベンチャーエンタープライズ企業を支える関係者の層を厚くします。

この制度活用の直接の効果として創出されるベンチャーエンタープライズ企業の具体的な目標や見通しを定量的に申し上げるのは困難でありますが、まずは、年間五十件程度の制度利用を見込んでいるところになります。（拍手）

○議長（伊達忠一君） 浜口誠君。

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。

会派を代表し、中小企業強化法案に関連して質問いたします。

質問に入る前に、一言申し上げます。

今週月曜日に公表された景気動向指数は〇・九ポイント悪化し、景気の基調判断は六年二か月ぶりに悪化に引き下げられました。実体経済の悪化は安倍総理が進めてきたアベノミクスの失敗のあかとしてあり、総理の強弁はもう通用しません。やはり増税できる環境ではないと国民に説明し、自ら政策の失敗を認めたらいかがでしょう。軽減税

率、キャッシュレスポイント還元の恩策もきつぱりとやめるべきです。

また、安倍総理は四月末に欧米各国を訪問し、米国トランプ大統領を始め、各国首脳と会談を行いましたが、いまだ国会への報告がありません。消費税増税に対する与党幹部発言による混乱、終息しない豚コレラ、米中貿易戦争の日本経済への影響、北朝鮮の弾道ミサイル発射、拉致への対応、日米通商交渉の動向等々、国会が審議すべき課題は山積をしています。政治の不作為は許されません。

政府・与党に対して、参議院規則第三十八条に基づく正当な要求である予算委員会の開催を改めて強く求めます。

それでは、質問に入ります。  
日本では、毎年のように大きな災害が発生しています。昨年は、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、西日本豪雨、台風二十一号、二十四号などにより、全国各地で大きな被害がもたらされました。また、自然災害だけではなく、豚コレラなどの感染症や米中貿易戦争やテロなどの不確かな外政要因、サイバー攻撃や情報漏えいなど、企業は様々なリスクに対応することが必要です。こうした中で、事業継続計画（BCP）の必要性に関して、経産大臣の所見を伺います。

帝国データバンクが二〇一八年六月に公表した事業継続計画に対する企業の意識調査によると、策定している企業は一四・七%、現在策定中、策定を検討しているを合わせても四五・九%と半数に届かない実態にあります。また、業界別では、最も高いのが金融三九%、製造業一五・九%など、業界ごとのばらつきも非常に大きい実態になります。こうした現状については、中小企業のBCP策定率について、何年後にもうまで引き上げるなどの具体的な数値目標をKPIとし

て新たに設定すべきと考えますが、経産大臣の所見を伺います。

事業継続計画は、直接的な利益を生み出すものではないため、経営者の理解を得にくとの指摘があります。他方、民法や会社法が定める取締役の善管注意義務に基づき、経営者は被災しても事業を継続できるように備える責務があります。その上で、経営者が事業継続計画の策定を重要な経営課題の一つであると捉え、強いリーダーシップを發揮して対策を進めていくことが重要です。経営者への動機付けにどう対応していくのか、経産大臣に説明を求めます。

中小企業庁の中小企業のリスクマネジメントへの取組に関する調査によると、事業継続計画を策定していない理由として、スキル、ノウハウの不足、人手不足や経費上の問題といった理由が上位を占めています。こうした実態を踏まえると、既存のマニュアルやツール等に頼った中小企業任せの対応では限界があると言えます。中小企業が抱える課題に即した商工団体などによる啓発活動、現場重視の人材派遣やノウハウの提供、資金面での支援など、多面的な支援が必要と考えますが、経産大臣の所見を求めます。

経営資源に乏しい中小企業を支援するには、防災・減災に関する専門的な知識や事業継続に係る指導経験を併せ持つ支援人材が必要です。一方、こうした支援人材は全国に数百名おられます、その活動拠点は大都市周辺に偏在しているという課題も指摘されています。今後、全国レベルで支援を強化していくためには、支援人材の絶対量が不足することが懸念されます。支援人材の育成に關してどのように取り組んでいくのか、経産大臣、お答えください。

様々なリスクに備えていくためには、中小企業社との相互支援、業界団体、地域金融機関や地方自治体との連携も大変重要です。実際に、あらかじめ、被災したときには代替生産協定を同業他社と締結し、協定先に金型を供給できる体制を整備している事例もあります。また、事業者が自然災害に対して災害リスクマネジメントを充実するため、行政と産業界が連携して活動する防災経済コンソーシアムが昨年三月に設立されました。事前対策の策定に向けて、中小企業を取り巻く関係者の間の連携強化をどう図っていくのか、また、防災経済コンソーシアムの活動について、経産大臣に説明を求めます。

中小企業の中でも更に支援が必要となるのが、

従業員二十名以下の小規模事業者です。事業継続計画の策定状況は、六人から二十人の企業で七%台、五人以下では四%台と、一割にも満たない状況です。小規模事業者に対しては、日常的に経営支援を行っている商工会、商工会議所の経営指導員の役割が極めて大きいと言われています。小規模事業者への支援強化と、それを担う商工会、商工会議所の経営指導員の質、量両面にわたる強化の必要性について、経産大臣の見解を伺います。

熊本地震で被災を受けた企業へのアンケート調査によると、今後取り組みたいこととして最も多かったのが事業継続計画の見直し、次にけがや交

通網の寸断で出勤できなくなつた従業員の代替要員の事前育成など、災害時に活躍できる人材の育成、確保、設備の拡充といった社内体制の見直しでした。既に事業継続計画を策定している企業も、今の対策で十分なのか、不斷に見直していくことが重要と考えます。こうした事業継続計画の見直しに関して、経産大臣の見解を伺います。

事業継続計画を策定しただけでは、不測の事態が発生したときに計画どおり対応できるとは限りません。計画の実効性を高めていくためには、災害やリスク発生を想定した訓練を繰り返し行い、実行していくことが重要です。あわせて、訓練で浮かび上がった課題を改善していくことが不可欠

です。各企業の訓練実施に対する政府の対応を経産大臣に答弁願います。

消防庁の調査によると、二〇一八年六月時点

で、全国の自治体のうち業務継続計画を策定している自治体は八一%。ただし、国が計画に織り込まれた項目別には、水、食料の必要数、非常用発電機の必要台数、燃料の必要数などは三割から四割程度の自治体しか計画に織り込まれていませんで

した。災害発生時に最も中核となるべき地方自治体においてこのような状況では、極めて問題で

す。早急に対応すべきと考えますが、経産大臣の見解を求めます。

新たな個人版事業承継税制について、政府はどうにしてその周知徹底を図っていくのか、また、件数の数値的な目標は設定しているのか。あわせて、中小企業における事業承継は待ったなしの政策課題であり、税制のみならず、事業承継診断等のブツシユ型支援を積極的に推進することやMアンドAに関するデータベースを充実すること、実効性の高い取組が求められています。事業承継に関連して、税制以外にどのような政策に力を置いていくのか、経産大臣の見解を求めます。

最後になりますが、国民民主党は、日本の産業や地域経済の基盤を支える中小企業を元気にして、地方経済を活性化させていきます。これからも中小企業の皆さんとの視点で国民に寄り添う新しい答えをつくっていくことを宣言し、質問を終わります。（拍手）

○国務大臣（世耕弘成君） 浜口議員にお答えいたしました。

事業継続計画の必要性、業界ごとの策定率の違

いへの見解、策定率の目標設定についてお尋ねが

企業が備えるべきリスクは多種多様ですが、特に中小企業に影響を及ぼす自然災害が近年頻発しております。BCPの策定を含めた事前の防災・減災対策の促進は喫緊の課題です。また、業種別の事業継続計画の策定状況は業種ごとに大きく異なり、業種の特性も踏まえた対応が必要であります。

災害リスクは規模、業種によって多様であるため、政府として中小企業のBCPの数値目標を一概に定めることは考えていません。商工団体等と連携した普及啓発、専門家の訪問による策定支援、事例集によるノウハウ等の提示などを通じてBCPの策定を後押ししてまいります。

BCPの策定に向けた動機付けと計画策定の課題に対応した多面的な支援についてお尋ねがありました。

中小企業が災害への備えに取り組む際には、何から始めればよいか分からない、人手不足、複雑と感じて取り組むハードルが高いといった課題があると認識しています。このため、BCPの策定を含む自然災害への事前の備えの動機付けとなるよう、商工団体等と連携した普及啓発に取り組みます。

さらに、専門家の訪問による策定の支援、事例集による防災・減災対策のノウハウ等の提示、商工会、商工會議所の支援体制強化、サプライチェーン上の親事業者、地方自治体、商工団体、金融機関、保険会社などの関係者の協力促進など、多面的な支援を行ってまいります。

支援人材の育成、関係者間の連携強化、小規模事業者への対応についてお尋ねがありました。経営指導員や中小企業診断士などの支援人材のための研修会を全国で開催するなど、万全を期します。また、防災・経済コンソーシアムは、経団連や日本損害保険協会、商工団体等から構成され、ネットワークを生かした普及啓発や事業者の自然災害への事前の備えを促進しています。その他の中小

企業に影響を及ぼす自然災害が近年頻発しております。BCPの策定を含めた事前の防災・減災対策の促進は喫緊の課題です。また、業種別の事業継続計画の策定状況は業種ごとに大きく異なり、業種の特性も踏まえた対応が必要であります。

災害リスクは規模、業種によって多様であるため、政府として中小企業のBCPの数値目標を一概に定めることは考えていません。商工団体等と連携した普及啓発、専門家の訪問による策定支援、事例集によるノウハウ等の提示などを通じてBCPの策定を後押ししてまいります。

BCPの策定に向けた動機付けと計画策定の課題に対応した多面的な支援についてお尋ねがありました。

中小企業が災害への備えに取り組む際には、何から始めればよいか分からない、人手不足、複雑と感じて取り組むハードルが高いといった課題があると認識しています。このため、BCPの策定を含む自然災害への事前の備えの動機付けとなるよう、商工団体等と連携した普及啓発に取り組みます。

さらに、専門家の訪問による策定の支援、事例集による防災・減災対策のノウハウ等の提示、商工会、商工會議所の支援体制強化、サプライチェーン上の親事業者、地方自治体、商工団体、金融機関、保険会社などの関係者の協力促進など、多面的な支援を行ってまいります。

支援人材の育成、関係者間の連携強化、小規模事業者への対応についてお尋ねがありました。経営指導員や中小企業診断士などの支援人材のための研修会を全国で開催するなど、万全を期します。また、防災・経済コンソーシアムは、経団連や日本損害保険協会、商工団体等から構成され、ネットワークを生かした普及啓発や事業者の自然災害への事前の備えを促進しています。その他の中小

企業を取り巻く関係者とも連携して、改正法案の普及啓発を進めます。

○國務大臣(石田真敏君) 浜口議員にお答えいた

企業の実効性を高めるためには、防災・減災対策を事前に講ずるとともに、訓練の実施や計画の見直しなどにより取り組んでいくことが必要です。そのため、事業継続力強化計画の認定に当たっては、事前対策の内容に加えて、定期的な計画の見直しや訓練などの実効性確保に向けた取組が盛り込まれることを認定要件の一つにする予定であります。

また、申請書類作成手引きで実効性を高めるための具体的な取組を明確にし、中小企業が取り組みやすいよう努めてまいります。

個人版事業承継税制の周知、目標件数と税制以外の事業承継支援策についてお尋ねがありました。

道府県で二十八団体、五九・六%、市町村では百四十一団体、八・一%、合わせて百六十九団体、九・五%となっています。

現在、この調査結果も踏まえまして、地方公共団体に対し、通知を発出するなど、業務継続計画に定めていない項目がある場合は早期に整備するよう促しているところであり、計画作成に係る研修会を実施するなど、各種の機会を捉え、全ての項目を含む業務継続計画が速やかに整備されるよう積極的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井章君  
〔石井章君登壇、拍手〕

個人事業者の資産の保有状況、事業承継の意志の有無を正確に把握することは困難であるため、この税制に係る目標件数は定めておりませんが、大切なことは、事業承継に意欲ある個人事業者が円滑に事業承継を行える環境を整備することであります。そのため、分かりやすいパンフレットを中心とした情報発信を通じて事業者に届けるとともに、税理士などの協力も得て、税制の利用の申請支援などを行ってまいります。

税制以外では、現在もブッシュ型の事業承継診断などを行っており、今後も取組を強化してまいります。あわせて、MアンドAによる事業承継を促進するため、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充してまいります。(拍手)

りの支払を受けられるようにすることや、下請いじめを防止するために、独占禁止法の優越的地位の濫用禁止規定、そして下請代金支払遅延等の防止法を厳格に適用することを主張してまいりました。

また、中小零細企業に対する交際費課税を軽減すること、災害復興時に地元の中小零細企業の復興に資るために、国の出先機関が発注する公共工事においては、その地域の中小企業の発注割合について五割をめどに拡大すべきであるということを主張してまいりました。

もとより、中小企業に働く労働者数は多く、日

本経済を根底から支えていると言つても過言では

ありません。中小企業の事業の継続性を高めるための仕組みを整えていくことは日本経済の安定成長に寄与するものであるということを改めて確認いたしました。質問に入ります。

近年は、温暖化の影響もあり、台風や水害などの自然災害による被害の規模は大きくなっています。昨年は七月に西日本豪雨があり、台風による被害も大きく、中小零細企業も大きな打撃を受けました。

中小企業の事前の防災・減災対策として法律による枠組みをつくって支援措置を行うことは、今回が初めてのこととなります。自然災害による被害は近年大きくなってきており、また、これまで我が国は数多くの自然災害を経験してきたわけですから、もっと早くに行われるべきであつたと思います。

経済産業大臣に質問いたします。中小企業の事前の防災・減災措置がこれまでなされてこなかつた理由、対策を講ずる上で障害になってきたことは何でしようか、お答え願います。

事業継続力強化計画の認定制度について質問い合わせいたします。

私は、会派を代表して、ただいま議題となつました中小企業の事業活動の継続に資するための中企業等経営強化法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

日本維新の会は、かねてより、中小零細企業が親会社を含めた大企業との取引において契約どおりの支払を受けられるようにすることや、下請いじめを防止するために、独占禁止法の優越的地位の濫用禁止規定、そして下請代金支払遅延等の防止法を厳格に適用することを主張してまいりました。

総務省消防庁では、地方公共団体が災害応急対策等の業務を迅速、的確に遂行できるよう、内閣府と連携して、知事や市町村長が不在のときの明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定などの重要な要素や受援に関する規定を含む地方公共団体の業務継続計画の策定を推進しているところです。

平成三十年六月一日現在の調査によれば、業務継続計画の策定率は、都道府県で一〇〇%、市町村で八〇・五%になりましたが、重要六要素及び業務継続計画の策定を全て策定している団体は、都道府県で二十八団体、五九・六%、市町村では百四十一団体、八・一%、合わせて百六十九団体、九・五%となっています。

現在、この調査結果も踏まえまして、地方公共団体に対し、通知を発出するなど、業務継続計画に定めていない項目がある場合は早期に整備するよう促しているところであり、計画作成に係る研修会を実施するなど、各種の機会を捉え、全ての項目を含む業務継続計画が速やかに整備されるよう積極的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井章君  
〔石井章君登壇、拍手〕

りの支払を受けられるようにすることや、下請いじめを防止するために、独占禁止法の優越的地位の濫用禁止規定、そして下請代金支払遅延等の防止法を厳格に適用することを主張してまいりました。

また、中小零細企業に対する交際費課税を軽減すること、災害復興時に地元の中小零細企業の復興に資するために、国の出先機関が発注する公共工事においては、その地域の中小企業の発注割合について五割をめどに拡大すべきであるということを主張してまいりました。

もとより、中小企業に働く労働者数は多く、日

本経済を根底から支えていると言つても過言では

ありません。中小企業の事業の継続性を高めるための仕組みを整えていくことは日本経済の安定成長に寄与するものであるということを改めて確認いたしました。質問に入ります。

近年は、温暖化の影響もあり、台風や水害などの自然災害による被害の規模は大きくなっています。昨年は七月に西日本豪雨があり、台風による被害も大きく、中小零細企業も大きな打撃を受けました。

中小企業の事前の防災・減災対策として法律による枠組みをつくって支援措置を行うことは、今回が初めてのこととなります。自然災害による被害は近年大きくなってきており、また、これまで我が国は数多くの自然災害を経験してきたわけですから、もっと早くに行われるべきであつたと思います。

経済産業大臣に質問いたします。中小企業の事前の防災・減災措置がこれまでなされてこなかつた理由、対策を講ずる上で障害になってきたことは何でしようか、お答え願います。

事業継続力強化計画の認定制度について質問い合わせいたします。

今回の改正案は、事業継続力強化に関する計画の策定と経済産業大臣による計画の認定というス

キームを新設するものであると捉えておりますが、予算や人員も限られ、日々の経営以外のことでは、このスキーム自体が大変ハードルが高いものであります。

平成十八年二月、中小企業BCP策定運用指針が公表され、中小企業の災害対策に対する備えを普及させる取組が始まりました。しかし、実際に事業継続計画を策定している中小企業は一六・九%にすぎません。一割にも満たない現状を考えますと、事業継続計画の必要性までは理解しても、優先度が高いとは考えていないと思われます。政府による中小企業への支援策であることを考えれば、大企業と同じ手続で推し進めるのではなく、中小零細企業が自然災害への対策を考えるきっかけであるとの位置付けでハードルを下げ、着手しやすいスキームによって行うべきと考えます。

経済産業大臣に質問いたします。今回のように、大企業向けとしか思えない事業継続計画の認定の手続とされた理由は何なのでしょうか、本改正により中小零細企業の間にどれだけ事業継続計画の策定が広がる見込んでいるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

本改正案に關連して措置される防災・減災設備への税制優遇は、事前対策を強化するために必要な防災・減災設備投資に対して二〇%の特別償却を講ずるものとしています。しかし、中小企業にとっては、その設備の導入が必ずしも直接的な増収益に結び付くわけではないので、二〇%の特別償却だけでは事前対策を導入しようというインセンティブにつながるものにはなりません。防災・減災対策を進めるためにも、より強いインセンティブをもつて導入すべきであると考えます。

経済産業大臣に質問いたします。本改正に当たっては、より強いインセンティブとなり得る即時償却や税額控除のような措置を選択しなかつた理由は

何なのでしょうか。今後、より強い支援措置を導入する考えはありますか。御見解をお答えください。

本改正案では、親事業者が平時にサプライチェーンとして関係している下請企業との間で事業継続力を強化することにより、被災時においても製品の供給が途絶えることのない安定的な事業運営が可能になることを目指すこととしています。しかし、実際の平時における親事業者と下請の中小企業との関係は、親事業者が主導的で有利な立場にあるため、平時であっても下請側にとって不利な関係となりがちです。ましてや被災時となるれば、更にその傾向が強まる可能性があることは容易に予想されます。法律に書くだけでは実効性はありません。本改正案を施行する上では、実効性のある具体的な対策が必要であると考えます。

経済産業大臣にお伺いします。本改正案を進めることにおいて、下請の中小企業を守るために下請法の運用を厳格に実施すべきであると考えますが、大臣としてどのようにお考えでしょうか。御見解を求めます。

経営承継円滑化法においては、遺留分に関する民法の特例、金融支援措置、事業承継税制の適用を受けるための認定制度を規定しています。民法の特例措置の趣旨は事業用の資産散逸を防止することであり、遺留分の除外合意や固定合意を行うには、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員によって作成した合意書をもつて、経済産業大臣の確認を得た後、家庭裁判所の合意許可の審判が必要とされています。

この事業承継円滑化法による認定件数は、これまで、一年当たり三十件前後となっております。

今後十年間で七十歳を超える中小企業・小規模経営者の数が二百四十五万人に上ることを考えますと、年間三十件という数字は余りにも低い水準であると考えます。これまで、事業承継円滑化法と

は名ばかりであります。手続が円滑化され、事業承継が進んでいるとは到底認められない状況にあります。

この原因は、まだ事務手続が煩雑なことが要因であると考えます。現在の遺留分に関する民法の特例は、中小企業主や小規模経営者にとって優しい仕組みとはなっていません。日本経済を支える中小企業の重要性を鑑みて、より簡潔な手続によつて事業承継を進めることができるように、その仕組みを再構築すべきであると考えます。

経済産業大臣に質問いたします。円滑な事業承継を進める上で、中小企業が利用しやすいように、制度の利用要件や手続の難解さや煩雑について対策を講じる必要があると考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。お答え願います。

戦後高度経済成長期、そして技術立国を支えた中小企業の事業承継は待ったなしのときを迎えていました。日本維新的会は、スマートな事業承継を進めるために引き続き努力してまいりますことをお約束しまして、私からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(世耕弘成君) 石井議員にお答えいたしました。

これまでの事前防災・減災対策への支援、対策を講ずる上での障害についてお尋ねがあります。

○國務大臣(世耕弘成君) 石井議員にお答えいたしました。

これまでの事前防災・減災対策への支援、対策を講ずる上でお尋ねがありました。

経産省では、これまで、BCP策定指針の整備による策定の推進、策定した中小企業に対する低利融資など、中小企業の防災・減災対策を支援してまいりました。一方で、中小企業は、人手不足など様々な経営上の課題を抱える中で、防災・減災対策に取り組む優先順位が低くなっていることに加え、何から始めればよいのか分からぬなどの課題により、対策は十分に進んでまいりませ

るとの目的は達せられると考えております。

今後の即時償却や税額控除の導入については、バランスを踏まえて措置されるものであり、防災・減災設備投資に対して最高水準となる二〇%の特別償却により防災・減災設備の投資を促進するとの目的は達せられると考えております。

この税制の利用状況等を検証した上で、様々な視点から総合的検討を行ふ必要があると考えています。まずは、この税制を御活用いただき、中小企

業の防災・減災対策のための設備投資が更に引き出されるよう、制度の周知、運用をしっかりと行つてまいります。

下請中小企業を守るための下請法の運用についてお尋ねがありました。

これまでも、大規模な自然災害時には、親事業者に対して経産大臣名の要請文を発出し、下請中小企業との取引解消や負担の押し付けを行わないよう求めています。

こうした対応に加え、昨年十二月には下請中小企業振興法の振興基準を改正し、親事業者に対し、災害時に取引関係の継続を求めるることを明記いたしました。また、事業継続力強化に関する基本指針でも、親事業者は下請中小企業者に対して過大な負担を一方的に押し付けないよう配慮することを規定することを検討しています。

さらに、下請法については、親事業者が型の無償保管を要請するなどの違反行為事例の類型を二倍以上に増やすなど、運用強化を行つておらず、災害時を含めて、下請中小企業にしわ寄せが向かわないよう取り組んでまいります。

現行の会社に係る民法特例の利用要件や手続の難解、煩雑さについてお尋ねがありました。

特例適用には経産大臣の確認や家裁の許可を受ける必要がありますが、これらの手続は、遺留分放棄という重要な合意が経営継承のために行われるということや、その合意が関係者の真意に基づくことを担保するためのものであり、簡素化は困難だと考えます。

今後は、より多くの中小企業にこの制度を御理解、活用いただけるよう、手続の分かりやすいパンフレットを作成し、全国の商工会、商工会議所等を通じて事業者に届け、税理士、弁護士などの専門家に対しても周知徹底を図ることで、より一層の制度の活用を促進してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 岩渕友君。

(岩渕友君登壇、拍手)

○岩渕友君 私は、日本共産党を代表し、中小企

業等経営強化法等の一部を改正する法律案につい

て質問します。

まず、現下の経済情勢と中小企業を苦境に追い込む消費税増税について質問します。

二〇一四年の消費税八%への増税以降、実質家計消費も実質賃金も落ち込み、加えて、頼みの綱だった外需も、米中貿易摩擦や中国経済悪化の影響で落ち込みがあらわになっています。内閣府発表の景気動向指数で、国内景気の基調判断を六年二か月ぶりに悪化と下方修正しました。

そこで、経済財政担当大臣にお聞きします。米

中貿易摩擦が国際経済、日本経済にどのような影

響をもたらすのか。また、国内景気はこれ以上悪化しないという認識なのですか。

アメリカのウォール・ストリート・ジャーナル

が日本版社説で、安倍首相は十月の消費税率引上

げで、景気を悪化させようと固く心に決めている

ように見えると評しています。前回二回の増税は

景気回復基調の下で行われましたが、消費不況の引き金を引く結果となりました。今回増税することになれば、政府の統計が景気悪化の可能性を示す中でのものとなり、極めて無謀なものです。

アベノミクスによつて、大企業と超富裕層が始ま

ります富み、格差と貧困が一層拡大してしまま

た。この下で消費税が八%に増税され、消費と國

内景気が更に落ち込んできたという認識はあります。

アベノミクスによつて、大企業と超富裕層が始ま

ります富み、格差と貧困が一層拡大してしまま

た。この下で消費税が八%に増税され、消費と國

内景気が更に落ち込んできたという認識はあります。

アベノミクスによつて、大企業と超富裕層が始ま

ります富み、格差と貧困が一層拡大してしまま

た。この下で消費税が八%に増税され、消費と國

内景気が更に落ち込んできたという認識はあります。

下で倒産、休廻業は二割も増加しています。負債一千円未満の小規模事業者の倒産件数は、リーマン・ショック直後に並ぶ深刻な状態となっています。

それによい打ちを掛けるのが消費税増税とインボイスの導入です。

そこで、消費税は小規模事業者ほど価格転嫁であります。この上、消費税増税を強行すれば、景気が更に悪化し、ポイント還元など何の効果もなく、中小企業の経営を更に困難に陥れるのは明らかではありませんか。経産大臣にお聞きします。

昨日十一月、政府は、「消費税率の引上げに伴う価格改定について」と題するガイドラインを出しました。税率引上げ前の価格引上げを奨励し、前回増税時に禁止した消費税還元セールも、消費税の表示がなければ容認しています。大手スーパーの還元セールに中小は太刀打ちできず、中小企業を苦境に追い込むことになるのではないか。中小事業者が不利にならないよう大手スーパーなどの消費税還元セール及び消費税相当分のポイント付与の禁止などを定めた二〇一二三年策定の消費税軽減法第八条の趣旨に反するものではありますか。経産大臣にお聞きします。

この上、さらにインボイス制度が導入されれば、中小・小規模事業者は廻業に追い込まれる危険性があります。売上げ一千万円以下の免税事業者は、インボイス、すなわち取引ごとに発行する消費税に関する適格請求書を発行できず、仕入税額控除ができなくなるからです。免税事業者が取引から排除されることになるのではありませんか。経産大臣にお聞きします。

第一に、中小企業事業承継法の改正です。これ

によって、個人事業主の贈与税、相続税を一〇〇%猶予する個人版事業承継税制が創設されます。中小企業団体は、納稅猶予ではなく、免除へ柔軟に運用できるようにするべきではありませんか。経産大臣にお聞きします。

第二に、中小企業事業承継法の改正ですが、経産大臣の見解をお聞きします。

第三に、防災対策に関連してグループ補助金についてお聞きします。

衆議院の参考人質疑で、東日本大震災の被災者

である参考人は経験をこう語っています。地元業者は震災直後からライフラインの復旧などに奮闘した、行方不明になった家族を捜索しながら避難所での運営に携わった事業者、家や工場を失いながら消防団員として寝ずの番に出勤した事業者もいる、こうした中で、地元業者復旧の決定的な支

援になつたのがグループ補助金だつたといいま

す。先日、同様の話を岩手県宮古市でもお聞きしました。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故以降創設されたグループ補助金は、二〇一六年に発生した熊本地震では熊本県と大分県、二〇一八年に発生した西日本豪雨では岡山県、広島県、愛媛県で活用されてきました。

ところが、中小企業庁の研究会は、グループ補助金を広範に実施することがモラルハザードとなるなどと、被災者の実態を無視した制度改悪の方針で議論を行つてきました。また、西日本豪雨では実際に補助金が減額されました。しかし、今求められているのは制度の充実と改善ではありませんか。経産大臣にお聞きします。

被災地の復興は、なりわいの再生抜きにはありません。財務大臣、被災事業者を支援する財政措置を削減するようなことがあつてはならないのではないか。

最後に、二〇一五年に策定された小規模企業振興基本法の附帯決議は、政府に社会保険料の負担軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ることを求めていました。どのように実行されているのでしょうか。経産大臣にお聞きします。

小規模事業者が多数加入している国民健康保険料の値上げなど、どんでもないことです。全国知事会などが求める公費一兆円の投入を行うべきです。

中小・小規模事業者は、日本企業の九九・七%、雇用の七割を占め、地域に根差した重要な役割を果たしています。中小企業が元気になっここと、日本経済再生の道が開かれます。中小企業憲章と小規模企業振興基本法を生かして、中小企業を日本経済の根幹に位置付け、それによさわしい政策転換、振興策を進めることを求めて、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○國務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○國務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

所得格差や貧困と消費税率引上げ後の消費や景気との関係についてお尋ねがありました。

ジニ係数の動向を見ると、税や社会保障による再配分後の世帯ごとの所得格差は、平成十一年以来おおむね横ばいで推移しています。相対的貧困率の動向を見ると、過去長期的に上昇傾向にあります。したがって、所得格差と貧困の拡大との指摘は当たりません。

また、前回の消費税率引上げの際には、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じました。こうした中、個人消費が力強さを欠き、景気回復力が弱まることとなつたと理解しています。所得格差や貧困が原因であるとは考えていません。

消費税率引上げの影響と対策についてお尋ねがありました。

消費税率については、法律で定められたとおり、今年十月に一〇%に引き上げられる予定です。

消費税率の引上げは、中小企業・小規模事業者に少なからず影響を与えると想定しています。そのため、中小企業・小規模事業者が税率引上げ分を転嫁できるよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りを行います。また、中小・小規模事業者に限つて、キャッシュレス決済で支払った消費者へのポイント還元に対する支援を行います。需要平準化対策にとどまらない様々な効果が期待されるこれから、強力な支援になると考へています。さらには、身近な支援機関を通じたきめ細かい経営指導に取り組んでまいります。

消費税率の引上げに伴う価格設定のガイドラインによる中小企業への影響と消費税転嫁対策特別措置法の関係についてお尋ねがありました。

ガイドラインは、消費税率引上げ前後で事業者がそれぞれの判断で柔軟な価格設定が行えるよう、整備、公表したものです。その上で、体力が

弱く、自ら価格の引下げができる場合もある中、小規模事業者に限つて消費者へのポイント還元を支援することにより、強力に応援をいたします。

また、転嫁対策特措法は消費税と直接関係しない形での宣伝、広告を規制しておらず、事業者が消費税と直接関係しない柔軟な価格設定を行えるようにするガイドラインは、転嫁対策特措法に反するものではありません。

インボイス制度についてお尋ねがありました。インボイス制度を導入すれば、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができないこととなるため、取引から排除され、廃業せざるを得なくなるなどの懸念の声があることは承知しています。

政府としては、御懸念に対応するため、免税事業者が課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を決めていただけるよう、導入まで四年間の準備期間を設けるとともに、そこから更に六年間、免税事業者への仕入れについて一定の仕入税額控除を認めるとしています。こうした経過措置により、個々の事業者への影響を極力緩和することができます。

その上で、平成三十年七月豪雨への対応では、措置されたグループ補助金は初めて水害に際して措置されたもので、水害は地震に比べ保険加入割合が高いことなどを踏まえ、事業者が受け取る保険金相当分を被害額から控除して補助金を交付することになりました。制度を改悪しているということは当たりません。

社会保険料の負担軽減のための支援策についてお尋ねがありました。

社会保険制度の具体的な在り方については厚労省において検討が進められるものと考えますが、経産省としては、まずは生産性の向上で付加価値を生み出し、取引条件の改善などで付加価値がしっかりと小規模事業者に残る環境を整備をしていくことが重要と考えます。

このため、補正予算を通じた設備投資やIT導入支援によって生産性向上を後押しするとともに、下請法の運用強化、産業界への自主行動計画の策定と着実な取組の要請、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組み、取引条件の改善を

に係る贈与税、相続税を一〇〇%納税猶予する制度を創設しました。

この制度を免除制度にすべきという声がありましたが、事業用資産を持たない個人との公平性の観点や事業承継を支援する限りにおいて納税を猶予するという今回の制度が、事業承継を後押しする税制として適切と考えています。

グループ補助金などの災害支援の在り方についてお尋ねがありました。

御指摘の平成二十九年度実施の研究会においては、一定規模を超える災害に限つてグループ補助金を措置すべきであり、災害の規模に応じたこれまでの支援の在り方について大きな変更を加える必要はないとの結論が出たものと承知をしていま

す。

その上で、平成三十年七月豪雨への対応では、措置されたグループ補助金は初めて水害に際して措置されたもので、水害は地震に比べ保険加入割合が高いことなどを踏まえ、事業者が受け取る保険金相当分を被害額から控除して補助金を交付することになりました。制度を改悪しているということは当たりません。

社会保険料の負担軽減のための支援策についてお尋ねがありました。

社会保険制度の具体的な在り方については厚労省において検討が進められるものと考えますが、経産省としては、まずは生産性の向上で付加価値を生み出し、取引条件の改善などで付加価値がしっかりと小規模事業者に残る環境を整備をしていくことが重要と考えます。

このため、補正予算を通じた設備投資やIT導入支援によって生産性向上を後押しするとともに、下請法の運用強化、産業界への自主行動計画の策定と着実な取組の要請、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組み、取引条件の改善を

十一年度税制改正では、その土地、建物等の承継

官 報 (号 外)

引き続き、中小・小規模事業者が無理なく社会保険料を支払うことができるよう環境整備を進めています。(拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 岩渕議員から、米中貿易摩擦の日本経済への影響について御質問いただきました。

米中双方における追加関税のエスカレーションは、米中両国のみならず、世界経済全体にとっても決して望ましいことではないと考えております。今後の両国間の協議の進展を期待したいと思いますが、同時に、我が国経済に与える影響について、マーケットの変動を通じた影響や世界経済への影響も含め、今後の動向をしっかりと注視をしてまいります。

現在、我が国経済は、中国経済の減速などから輸出の伸びが鈍化し、製造業を中心とした生産活動に弱さが続いているが、雇用・所得環境の改善、高水準にある企業収益など、内需を支えるファンダメンタルズはこれまで同様しっかりと認識をいたしております。また、今国会で成立した昨年度補正予算や今年度予算の執行による公共投資の増加も期待をされます。

○國務大臣(麻生太郎君) 岩渕議員からは、インボイス制度及び消費税率の引上げに伴う補助金等、被災地の事業者支援について、計二問お尋ねがござります。

まず、インボイス制度及び消費税率の引上げについてお尋ねがありました。

インボイス制度は、御存じのように、売手が買手に対し正確な適用税率、税額を伝える仕組みとして導入するものでありまして、歐州諸国を始め諸外国の付加価値税制度の中で幅広く採用されて

おりますのは御存じのとおりであります。また、複数税率の下におきましては、例えば、売手が軽減税率で申告し、買手は標準税率で仕入税額控除をするといった食い違いを防ぐことができる仕組みであると考えております。

政府といたしましては、インボイス制度の周知、さらには広報に努め、万全の対応を行ってまいりたいと考えております。

また、消費税率の引上げにつきましては、これは、急速な高齢化等々を背景として社会保障給付費が大きく今後増加してまいります。したがいまして、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するためにどうしても必要なものだと考えております。

したがいまして、リーマン・ショック級の出来事が起らぬ限り、法律で定められておりますとおり、本年十月に消費税率を引き上げることを予定をいたしております。

最後に、グループ補助金等、被災地の事業者支援についてのお尋ねがありました。

○渡邊美樹君 ただいま議題となりました中央北極海無規制公海漁業防止協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的として、この水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものであります。

委員会におきましては、本協定成立の背景と協定を締結する利点、海洋環境の変化が北極海の生態系に与える影響、本協定に基づく共同計画策定への我が国の貢献等について質疑が行われました。が、詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○横山信一君登壇、拍手

○議長(伊達忠一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理制度の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかつたものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、表題部所有者不明土地の所有者等の探索の在り方及び体制整備の必要性、特定不能土地等管理命令における適正な手続の確保、相続登記における負担を軽減する必要性

おりますのは御存じのとおりであります。また、複数税率の下におきましては、例えば、売手が軽減税率で申告し、買手は標準税率で仕入税額控除をするといった食い違いを防ぐことができる仕組みであると考へております。

政府といたしましては、インボイス制度の周知、さらには広報に努め、万全の対応を行つてまいりたいと考えております。

○長渡邊美樹君

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員会

反対

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数  
一百一十六  
二百一十六

○議長(伊達忠一君) よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十七

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○羽田雄一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、自動駐車車や衝突被害軽減ブレーキの実演等を観察するとともに、自動運転の実現及び国際基準策定に向けた取組、先進技術の普及に対応した自動車整備業の在り方、電子化された車検証の活用策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第四 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長石井正弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○石井正弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十九

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

す等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、対象防衛関係施設に係る小型無人機等の飛行に関する規制の運用に対する懸念、小型無人機等に係る規制の積極的な周知、広報の必要性、技術開発等の動向に合わせた適切な規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、立憲民主党・民友会・希望の会の相原理事より、対象防衛関係施設の管理者は、報道機関から小型無人機等の飛行について同意を認められた場合には、当該施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ない場合を除き、同意しなければならないものとすることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会・希望の会の福島委員より原案に反対、日本共産党の田村委員より原案及び修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十六

賛成

百八十二

<p>反対 よつて、本案は可決されました。 (拍手)</p> <p>[投票者氏名は本号末尾に掲載]</p>
<p>○議長(伊達忠一君) 日程第五 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長中西健治君。</p> <p>○中西健治君登壇、拍手)</p> <p>○中西健治君登壇、拍手)</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付について定めるとともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることができる</p> <p>委員会においては、平成金融危機への対応策の効果と教訓、剰余金の算定根拠との妥当性、剰余金を金融再生勘定へ繰入れ可能とする理由等について質疑が行われましたが、その詳細は議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。</p> <p>討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。 (拍手)</p>

<p>○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>[投票終了]</p> <p>○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>○投票開始</p> <p>投票総数 二百二十七 百六十九 五十八</p> <p>反対 賛成</p> <p>よつて、本案は可決されました。 (拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>
--

<p>○議長(伊達忠一君) 日程第六 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長上野通子君。</p> <p>○上野通子君登壇、拍手)</p> <p>○上野通子君登壇、拍手)</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。</p> <p>○議長(伊達忠一君) 本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。</p> <p>討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。 (拍手)</p>
---

<p>○議長(伊達忠一君) 日程第七 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堂故茂君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>[投票終了]</p> <p>○議長(伊達忠一君) 本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>議員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、担い手への農地集積、集約化の意義、農地や担い手の確保に向けた地域の農業者等による協議を推進する方策、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化する理由及び運用方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、担い手への農地集積、集約化の意義、農地や担い手の確保に向けた地域の農業者等による協議を推進する方策、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化する理由及び運用方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終局し、討論に入りましたところ、国民党・新綠風会を代表して森委員より反対、日本共産党を代表して紙理事より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。</p> <p>討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。 (拍手)</p>
--

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。藤田幸久君。

(藤田幸久君登壇、拍手)

○藤田幸久君 立憲民主党・民友会・希望の会の藤田幸久です。

私は会派を代表して、ただいま議題となりました農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

平成から令和の時代を迎え、今、私たちは日本人であることの誇りと幸せを心から実感しております。國民からことよく愛され、尊敬され、平和を最も尊び、國民の心を最も大切にされる皇室があらせられることの希有の幸せを感じております。他方、今世界を見渡すと、各地で、武力、経済、金融、人権、宗教などをめぐる争いが増大しています。そして、それらの陰でマネーゲームと軍拡主義が闊歩し、庶民の暮らし、財産、そして命さえも奪われる時代に私たちは生きていました。そのマネーゲームと軍拡主義的政策を推進しているのが安倍総理官邸であり、TPP、種子法、水道法、漁業法など、次々と日本を売り渡す政策が國民生活を圧迫してきました。そうした手法で農業政策を官邸が仕切る官邸農政による法律が今回の法律案です。

国連では、今年からの十年間を家族農業の十年として定め、加盟国などに対し、家族農業、つまり小規模農業重視政策の推進を求めています。しかし、安倍政権は、こうした理念に逆行して、企業の農業参入をやみくもに推進する政策を强行しています。安倍総理は二〇一四年、ダボス会議で、民間企業が障壁なく農業に参入し、作りたい作物を需給の人為的コントロール抜きに作れる時代がやがてきますと強調しています。まさに官邸農政の本質そのものではないですか。

食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給の確保、多面的機能の發揮、農業の持続的な発展、

## (号外)

## 官報

農村の振興という四つの基本的な理念を定めていますが、安倍政権は、企業の農業参入のため、これらの人間を軽視し、家族農業、農村社会、農協といった重要な基盤を破壊しようとしています。官邸農政とは、正統な審議会を軽視し、規制改革推進会議などで農政や農業現場について知識のない少數の有識者が決定するやり方です。その乱暴さは、与党議員からも懸念の声が聞かれるほどです。その官邸農政が最初に制定したのがこの農地バンク法です。現場無視で制定された農地バンク法は、事業実績が伸び悩み、結局、現場の声を受けて見直しを行うことになったのです。

本改正案は、官邸農政の横暴の歴史と行き詰まりを象徴しており、今必要なのは、このようないふう策を講じることではなく、基本法の理念に立ち返つて農業政策を根本から見直すことであります。

以下、反対の理由を申し述べます。

反対理由の第一は、都道府県段階に設置した農地中間管理機構が農地の中間的受皿としての機能を果たしていないことです。

安倍政権は、二〇一三年に閣議決定した日本再興戦略において、当時五割であった担い手の農地利用割合を二〇二三年までに八割とする目標を掲げ、農地バンク法を設定しました。

この八割の目標こそ、農業、農村の実態に無関係の机上の空論の数値です。政府は、八割集積達成のために、都道府県別に目標値を押し付け、その進捗度合いを公表するなど、現場に圧力を掛けています。

機構の事業費や、機構集積協力金などの一千億円の予算や、土地改良事業の農家負担をなくすなど、あめを与える措置を講じてきました。

農地利用集積円滑化事業は、農村現場に近い市町村や農協、土地改良区などが、地域農業と農地を守るために、顔と顔の見える関係で農地集積に取り組んでいます。しかし、政府は、これらの人々を飛び越えて、貸付先として農地中間管理機

構を最優先にしてきたのです。

あの手この手を駆使しても、二〇一三年度末から二〇一七年度末までの四年間で、担い手の農地利用割合は僅か六・五%増の五五・二%にとどまっています。年間十四・九万ヘクタールの集積ですが、安倍政権は、企業の農業参入を阻むと実績が上がらない原因は、規制改革会議等の意向で、農地中間管理機構に農地を白紙委任するとほほんと見直しを行つたことです。

本改正案は、その農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化し、農地集積、集約化の手法を農地中間管理機構の下に一本化します。地域の関係機関を取り込んで、全てを農地中間管理機構の手柄とするよこしまなものでした。しかも、制定時には、企業の農業参入を阻むとして農業委員会を排除していたのです。しかし、今回、農業委員会の力が必要であるとしたことは前進ですが、八割目標を達成できないときには、その責任を押し付けるおそれが懸念されます。

政府は、八割目標の見直しを行つべきです。そして、現場の自主性を尊重した集積、集約化に方針を転換すべきではないですか。

反対理由の第二は、農地中間管理事業が抱える業務量の増大という構造的な問題です。

参考人質疑で、安藤参考人から、米価の下落が生じた場合には、借り手からの地代の未収問題が頻発し、貸し手との交渉業務に対する機構の対応能力に懸念が示されました。

安倍政権の下、平成三十年産からの米の生産調整が廃止されました。今後、米国や豪州などからのお外国産米の輸入は増大し、米価の下落が生じません。農地中間管理機構がこうした業務の増大に対応することが本当に可能でしょうか。

反対理由の第三は、農政の基本である農村再生の観点の欠落です。

農業所得の向上と地域農業の振興こそが目的であり、農地集積、集約化の八割達成は手段である

べきではないのですか。

担い手が効率よく農業を行つことは大事ですが、少數の担い手だけでは地域は成り立ちません。水管理や国土の保全、祭りなど伝統文化の地域にぎわいなどは、家族経営体 多様な経営体の存在が不可欠です。

そのためには、民主党政権が創設した戸別所得補償制度のように、農業者の所得を補償し、担い手が安心して農業、農村、農地を守ることです。稼げる農業を目指す前に、まず農家の安定収入を補償することが先決です。

現在、日本発の逆マネーゲームがアメリカに押し寄せていました。マイナス金利政策で、国内向け融資では利益確保ができないジャパンマネーが米国に還流し、米国の株高、国債金利上昇、ドル高を可能にし、米国の財政赤字の尻拭いをしています。

メガバンクやゆうちよ銀行などと並ぶ巨大金融機関の一つである農林中金は、多くの農民から預かる預金からの総貸付残高の僅か四%しか農業関連の融資を行つていません。他方、米国の金融機関なら相手にもしない信用度の低い債券を買います。貧しい国民や子供が増えている中で、その日本国民のお金がアメリカの財政赤字の尻拭いをしており、昨年は大きな含み損も生じました。

アベノミクス、農民の生活は苦しくなる中で、そのお金が危ういアメリカの投資に使われているアベノミクス、この官邸金融というマイナス金利政策と官邸農政の両方を変えていくことが、農民や多くの国民を救うことになるのです。

最後に、安倍政権の官邸農政の反省が見られない法案に反対し、農政の基本に基づく見直しを行います。昨日の自民党の委員の御質問も同じような考え方でございました。そうした皆さん方が良心的に判断をされることを申し上げ、私の反対討論といたします。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) 森ゆうじ君。

[森ゆうじ君登壇、拍手]

○森ゆうじ君 私は、国民民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論いたします。

今、日本の政治はこれまでにない危機に瀕しています。

丸山穂高衆議院議員が、我が国固有の領土である北方領土返還のために苦難の道を歩みながら運動を続けてこられた元島民で訪問団長の戦争を断固として否定する声に耳も貸さず、ロシアと戦争を取り返すのは賛成か反対か、戦争をしないとどうしようもなくないですかなどの発言を繰り返して、日本維新の会を除名されました。

国民の代表として選ばれた国会議員がこのようないじむような努力を踏みにじり、日本国民の代表の中に戦争で問題を解決しようとする勢力がいるとの疑念を國際社会に喚起させ、國益を著しく損なうものであり、断じて許すことはできません。

また、これまでの日韓友好の努力を振出しに戻すような韓国側の言動を受け、韓国との国交断絶を声高に叫ぶ与党議員もいると報道されています。しかし、政治の最大の失敗は、戦争で国民に塗炭の苦しみを味わわせることであります。平和を構築するために外交があり、日本の平和と独立を守るために、自衛隊の皆さんには昼夜を分かたず献身的に職務を遂行しています。本来、一番冷静であるべき政治家が率先して憎悪をあおり立て、一体どうするのでしょうか。

我が郷土新潟県の英雄田中角栄元総理が、戦争を知つてゐる世代が政治の中枢にいるうちには心配ない、平和について議論する必要もない、だが、戦争を知らない世代が政治の中枢となつたときは

とても危ないと、自民党新人議員に教え諭したと  
言われています。

平和を希求することの尊さをいま一度かみしめなければならぬ、私は皆さんに呼びかけたいと思います。

討論に入ります。

農地中間管理機構、いわゆる農地バンクは、もうかる農業を掲げて企業の農業参入を推進してきた安倍政権が最初に手掛けた農政改革であり、産業競争力会議や規制改革推進会議などが現場を無視して推し進める官邸農政の象徴的存在です。制度創設から五年たつてみると、当初から懸念されたり、機構だけでは十分に機能せず、結局は、市町村、農業委員会、農協、土地改良区などの関与がないと農業集積は進まないことが明白となり、この改正案が提出されたのだと思います。

官邸農政に押し潰されながら、必死に地域で農業、農村を守ってきた人々の声を代弁します。だから言つたじやないか。

政府は農地の集積が進んだと言いますが、平成二十九年度末における機構の累積貯貸面積はたかだか十八万五千ヘクタール、このうち新規集積分といえ、僅か七万ヘクタールです。この七万ヘクタールも、現場が汗をかいたおかげです。機構は必要なかつたのではないか。また、稲作などの土地利用型の農業は、利益を求める企業にとってさして魅力がなく、思つたように企業参入が進んでいないのが現状です。機構関連でこれまで一千億円を超える巨額の国費が投入されており、全く税金の無駄遣いです。

しかし、これまでの日韓友好の努力を振出しに戻すような韓国側の言動を受け、韓国との国交断絶を声高に叫ぶ与党議員もいると報道されています。そもそも政府は、食料安全保障、自給率の向上、国土保全を実現するために、守るべき農地を明確にすべきです。食料・農業・農村基本計画策定の際、二〇二五年時点で確保される農地面積を四百四十万ヘクタールと示しており、これを政策にきちんと位置付け、施策の基本とすべきであります。

集約化、効率化だけでは農業、農村は守れません。兼業農家、家族經營、小農、帰農など、多様な農業が営まれるように支援を行へべきであると改めて強く訴えます。官邸農政は、農協、農業委員会を弱体し、種子法を廃止するなど、地方自治体が地域の農業資源を守ろうとする自主的な取組を全て壊してしまいました。しかるに、安倍政権は、昨年九月に発生した豚コレラは、十か月目に入ろうとする現在でも終焉を迎えています。

安倍総理が悪夢だったと言つた民主党政権では、宮崎県で発生した口蹄疫を四か月で終息させました。しかるに、安倍政権は、昨年九月に発生した豚コレラは、十か月目に入ろうとする現在でも終息が見通せない状態です。安倍政権こそが悪夢じやないんですか。

アベノミクスは失敗でした。異常な金融緩和を

改正案でも手続の改善は盛り込まれてゐますが、中山間地域など集積が困難なところ、さらには、耕作放棄地をどうしていくのかという解決策が全くありません。

また、企業の参入促進の障害になるという理由で法律制定時には排除された農業委員会が改正案で明確に位置付けられることはよいのですが、一方、政府の目標どおり農地集積が進まないと、農業委員会が責任を押し付けられることにならないか、また、農協などになし崩的に、本来機構が担うべき業務が押し付けられるのではないかと懸念されます。人・農地プランの実質化をうたうたとおり、機構だけでは十分に機能せず、結局は、市町村、農業委員会、農協、土地改良区などの関与がないと農業集積は進まないことが明白となり、この改正案が提出されたのだと思います。

政府が責任を持つべきです。

さらには、米価が下落した場合に、地代の未収問題の頻発、農地の出し手への地代の支払や契約の更新など、今後、業務量の増大に機構が耐えられるのかという構造的問題が残されています。

機構の仕組みの簡素化は果たして十分なのか、懸念が拭えません。

そもそも政府は、食料安全保障、自給率の向上、国土保全を実現するために、守るべき農地を明確にすべきです。食料・農業・農村基本計画策定の際、二〇二五年時点で確保される農地面積を四百四十万ヘクタールと示しており、これを政策にきちんと位置付け、施策の基本とすべきであります。

安倍総理は、夏の参議院選挙に影響が出ないよう日米FTA交渉の妥結を先延ばししたと報道されています。しかし、現在熾烈さを増している米中貿易戦争を見れば、トランプ大統領の強力な要求から果たして日本の農業を守ることができます

のでしょうか。厳しい二国間交渉ではなく、勝手に離脱したTPPに戻つてくることをもつと強く提案してはいかがでしょうか。せつかく、TPPを挽回すべく、強硬に農水産物の関税引下げを狙っています。

TPP11とEU・EPAが発効しました。EUからの農水産品の輸出額は、日本からの輸出額の約三十倍であります。さらに、TPPから離脱をした米国が、日本市場における一人負け状態を挽回すべく、強硬に農水産物の関税引下げを狙っています。

TPP11とEU・EPAが発効しました。EUからの農水産品の輸出額は、日本からの輸出額の約三十倍であります。さらに、TPPから離脱をした米国が、日本市場における一人負け状態を挽回すべく、強硬に農水産物の関税引下げを狙っています。

べきであると訴えます。野党は共同で戸別所得補償制度復活法案を提出しました。主要先進国でも、こうした農家への直接支払等で食料生産への国の責任と高い自給率を維持しています。

安倍政権に潰されましたが、戸別所得補償制度導入後、農業所得は回復傾向となり、後継者の増加や農地の集積規模拡大に貢献するなど、先が見通せるようになり、農村は活気を取り戻しています。農業、農村、農地を守る、この守りをしっかりと固めた上で初めて輸出やもうかる農業を視して推し進める官邸農政の象徴的存在です。制度創設から五年たつてみると、当初から懸念されたり、機構だけでは十分に機能せず、結局は、市町村、農業委員会、農協、土地改良区などの関与がないと農業集積は進まないことが明白となり、この改正案が提出されたのだと思います。

政府が責任を持つべきです。

さらには、米価が下落した場合に、地代の未収問題の頻発、農地の出し手への地代の支払や契約の更新など、今後、業務量の増大に機構が耐えられるのかという構造的問題が残されています。

機構の仕組みの簡素化は果たして十分なのか、懸念が拭えません。

そもそも政府は、食料安全保障、自給率の向上、国土保全を実現するために、守るべき農地を明確にすべきです。食料・農業・農村基本計画策定の際、二〇二五年時点で確保される農地面積を四百四十万ヘクタールと示しており、これを政策にきちんと位置付け、施策の基本とすべきであります。

安倍総理は、夏の参議院選挙に影響が出ないよう日米FTA交渉の妥結を先延ばししたと報道されています。しかし、現在熾烈さを増している米中貿易戦争を見れば、トランプ大統領の強力な要求から果たして日本の農業を守ることができます

のでしょうか。厳しい二国間交渉ではなく、勝手に離脱したTPPに戻つてくることをもつと強く提案してはいかがでしょうか。せつかく、TPPを断固反対、うそつかない、自民党というポスターを選挙で貼り出し、国民を欺いてまで強行したTPP、利用しない手はありません。

TPP、利用しない手はありません。

かかわらず、物価目標二%を達成することもできず、実質賃金は更に下落し、とうとう景気動向指

数の基調判断が六年二ヶ月ぶりに悪化に転じました。

安倍総理は、消費税増税再々延期を争点にし

て、衆議院を解散し、衆参同日選挙に持ち込もうとしていると報じられていますが、わざわざ争点

にするまでもなく、この景気は消費税を増税でき

るわけがありません。

本当は生活が良くなつていないので、安倍政権

の代わりはないといふ悪い催眠術から人々を解き放ち、国民を豊かにする政治を実現するため

に……

○議長(伊達忠一君) 森君、時間が超過しております。簡単に願います。

○森ゆうこ君(続) 全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の反対討論をいたします。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたします。

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十七  
百五十六

賛成  
反対  
よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。午前十一時五十七分散会

出席者は左のとおり。

議員 議長 伊達忠一君 副議長 郡司彰君

佐々木さやか君

河野義博君

宮崎勝君

青山繁晴君

中西健治君

石井正弘君

平木大作君

新妻秀規君

竹谷とし子君

横山信一君

赤池誠章君

渡辺猛之君

谷合正明君

佐藤正久君

福岡高階恵美子君

佐藤資磨君

西田寅仁君

山口那津男君

川田神本順三君

杉野辰巳孝太郎君

藤田若松

井上幸久君

藤田嘉隆君

山下芳生君

小池眞穂君

小川勝也君

福田弘美君

山本宏君

市田正士君

山本克己君

山本朝日健太郎君

山本三浦君

田村朝日健太郎君

山本朝日健太郎君

二之湯智君

松村祥史君

関口昌一君

西田昌司君

岡田平野君

岡田直樹君

岡田洋一君

宮澤達男君

元榮太一郎君

薬師寺みちよ君

松川るい君

渡辺喜美君

糸数慶子君

宮本周司君

三木亨君

馬場成志君

堂故茂君

中泉松司君

森まさこ君

塚田浩郎君

森二之湯武史君

石井浩郎君

森まさこ君

二之湯武史君

塚田一郎君

森まさこ君

二之湯武史君

塚田一郎君

塚田一郎君

塚田一郎君

塚田一郎君

塚田一郎君

塚田一郎君

塚田一郎君

石井準一君

末松信介君

西田昌司君

岡田直樹君

岡田洋一君

岡田達男君

岡田直樹君

岡田洋一君

岡田直樹君

石井準一君

末松信介君

西田昌司君

岡田直樹君

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号



## 審査報告書

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月十六日

外交防衛委員長 渡邊 美樹  
参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的として、この水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国の漁業の安定した発展を図ることの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

## 一、費用

別に費用を要しない。

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」という。)千九百九十五年八月四日に作成された分布範

## 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定

## この協定の締約国は、

近年まで氷が一般に年間を通じて中央北極海の公海水域を覆つてきたために、この水域における漁獲が不可能となつたが、この水域における氷の範囲が近年減少していることを認識し、その変化による影響が十分に理解されていないことを認め、健全かつ持続可能な海洋生態系及び漁業が食糧及び栄養に果たす重要な役割を認識し、中央北極海における魚類資源の保存及び持続可能な管理に関する中央北極海の沿岸国との特別の責任及び特別の利益を認識し、

この点に関し、二千十五年七月十六日に署名された中央北極海における規制されていない公海漁獲の防止に関する宣言に反映されている中央北極海の沿岸国の取組に留意し、

北極海における海洋生物資源の長期的な保存及び持続可能な利用並びに健全な海洋生態系に関する北極の居住者(北極の先住民を含む。)の利益を認識し、また、このような北極の居住者及びその社会が関与することの重要性を強調し、

二千七年の先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

## 第二条 この協定の目的

(a) 「協定水域」とは、カナダ、デンマーク王国

(グリーンランド)、ノルウェー王国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国が漁業管轄権を行使する水域によつて囲まれている中央北極海の

単一の公海水域をいう。

(b) 「魚類」とは、魚類、軟体動物及び甲殻類の種(条約第七十七条に定める定着性の種族に属するものを除く。)をいう。

(c) 「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探し、若しくは採捕する結果になる

と合理的に予想し得る活動をいう。

(d) 「商業的漁獲」とは、商業的目的のための漁獲をいう。

(e) 「試験的漁獲」とは、将来の商業的漁業に関する科学的数据を蓄積することによって当該商業的漁業についての持続可能性及び実現可能性能を評価するための漁獲をいう。

(f) 「船舶」とは、漁獲のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とする船舶をいう。

とを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条 用語

この協定の適用上、

二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定(以下「千九百九十五年協定」という。)

国際連合食糧農業機関が採択した千九百九十五年の責任ある漁業に関する行動規範その他の関連する文書

締約国と中央北極海の公海水域の一部における保存管理措置を採択する権限を有する北東大西洋漁業委員会並びに国際法に従つて定められ、及び運営される漁業管理のための他の関連する仕組みとの間の協力及び調整並びに関連する国際的な団体及び計画との間の協力及び調整を確保することの重要性を強調し、

商業的漁獲が近い将来に中央北極海の公海水域において可能となりそうないこと及びこのための地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けることが現状においては尚早であることを確信し、

予防的な取組方法に沿つて、追加的な保存管理措置の必要性を定期的に検討しつつ中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲の開始を防止することを希望し、

二千七年の先住民族の権利に関する国際連合宣言を想起し、

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

## 第三条 漁獲に関する暫定的な保存管理措置

各締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する

船舶に対し、次のいずれかの措置に基づいての

1 中央北極海の公海水域における漁業の保存及び管理の基礎として、北極海の海洋生物資源及びそれが存在する生態系に関する科学的な知識並びに先住民及び現地の知識の双方の利用を促進するこ

み協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。

(a) 一又は二以上の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関又は枠組みであつて、認められる国際的な基準に従つて当該商業的漁獲を管理するため国際法に従つて設立され、若しくは設けられており、又は将来設立され、若しくは設けられることがあり、及び運営されるものによって採扱される魚類資源の持続可能な管理のための保存管理措置

(b) 第五条1(c)(ii)の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置

#### 第四条 科学的調査及び監視に関する共同計画

1 締約国は、二年に一回又は締約国が決定する場合に一層頻繁に会合する。締約国は、その会合において、特に、次のことを行う。

(a) この協定の実施状況を検討し、及び適切な有効期間に関する問題を検討すること。

(b) 全ての入手可能な科学的情報(共同計画、

会合における問題を含む)から得られるもの)を検討すること。

(c) 科学的情報(共同計画、自国の科学的計画その他の関連する情報源から得られるもの)を基礎とし、並びに予防的な取組方法及び漁獲が生態系に及ぼすおそれのある悪影響を含む関連する漁業管理及び生態系への配慮を考慮に入れつつ、特に、協定水域における魚類の分布、移動及び豊度が持続可能な商業的漁業を支えるかどうかを検討し、並びにこれを基礎として次の事項を決定すること。

(i) 協定水域における漁獲を管理する一又は二以上の追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けるための交渉を開始するかどうか。

(ii) (i)の規定によつて交渉が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに同意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうか。

(d) この協定の効力発生から三年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること。締約国は、当該保存管理措置を隨時改正することができる。当該保存管理

措置には、特に、次のことを定める。

(i) 試験的漁獲がこの協定の目的を損なつてはならないこと。

(ii) 試験的漁獲が魚類資源及び生態系に及ぼす影響を最小限にするために期間、範囲及び規模において限定されること並びに試験的漁獲が前条5の規定に基づいて採扱されるデータの共有のための規範に定める標準と解してはならない。

2 実質問題についての締約国の決定は、賛成票又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決で行う。

第六条 意思決定

1 手続問題についての締約国の決定は、賛成票

又は反対票を投ずる締約国の過半数による議決

委員会又は類似の団体を設置することができ

る。

2 実質問題についての締約国の決定は、コンセ

ンサス方式によつて行う。この協定の適用上、「コンセンサス」とは、決定が行われる際に正式

- 6 沿岸国である締約国及び他の締約国は、千九百九十五年協定第七条の規定に従い、中央北極海における國の管轄の内外の水域に存在する魚類資源全体の保存及び管理を確保するため、当該魚類資源に関する保存管理措置の一貫性を確
- 5 締約国は、この条の規定によつて定められる暫定的な措置及び締約国が第五条1(c)の規定に基づいて将来定めることがある追加の又は異なる暫定的な措置の遵守を確保する。
- 4 締約国は、協定水域における魚類の採捕を伴う自国の科学的調査活動が規制されていない商業的漁獲及び試験的漁獲の防止並びに健全な海洋生態系の保護を損なわないことを確保する。
- 3 締約国は、当該科学的調査活動の許可に関する自国の計画を相互に通報することを奨励され
- 2 締約国は、次条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。
- 1 締約国は、中央北極海の海洋生物資源及び科学的調査に関する知識を増進させる

- 7 4に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、条約に反映されている海洋の科学的調査に関する締約国の権利を制限するものと解してはならない。
- 6 締約国は、協定水域の生態系についての自國の理解を増進させること並びに特に、魚類資源が持続可能な方法で採捕され得るように現在又は将来協定水域に存在することができるかどうか及びこのようないわゆる「共同計画」という)をこの協定の効力発生から二年内に作成することに合意する。
- 5 締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を指導する。
- 4 締約国は、共同計画が科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画の作業並びに先住民及び現地の知識を考慮に入れるなどを確保する。
- 3 締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を

- 6 締約国は、自國の旗を掲げる権利を有する船舶に對し、第五条1(d)の規定に基づいて協定水域が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可すること
- 5 締約国は、協定水域における魚類の採捕を伴う自国の科学的調査活動が規制されていない商業的漁獲及び試験的漁獲の防止並びに健全な海洋生態系の保護を損なわないことを確保する。
- 4 締約国は、当該科学的調査活動の許可に関する自国の計画を相互に通報することを奨励され
- 3 締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を
- 2 締約国は、次条の規定に基づいて作成される科学的調査及び監視に関する共同計画の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励される。
- 1 締約国は、中央北極海の海洋生物資源及び科学的調査に関する知識を増進させる

- 7 4に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、条約に反映されている海洋の科学的調査に関する締約国の権利を制限するものと解してはならない。
- 6 締約国は、協定水域の生態系についての自國の理解を増進させること並びに特に、魚類資源が持続可能な方法で採捕され得るように現在又は将来協定水域に存在することができるかどうか及びこのようないわゆる「共同計画」という)をこの協定の効力発生から二年内に作成することに合意する。
- 5 締約国は、共同計画が科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画の作業並びに先住民及び現地の知識を考慮に入れるなどを確保する。
- 4 締約国は、共同計画が科学的及び技術的な関連する機関、団体及び計画の作業並びに先住民及び現地の知識を考慮に入れるなどを確保する。
- 3 締約国は、共同計画の発展、調整及び実施を

- 6 締約国は、自國の調査の結果を提出し、入手可能な最も良い科学的情報を検討し、及び締約国との会合に対して時宜を得た科学的助言を提供するため、少なくとも二年に一回、かつ、次条の規定に従つて行われる締約国との会合の少なくとも二箇月前に對面又は他の方法で共同の科学的会合を行つて、中央北極海における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること。締約国は、当該保存管理措置を隨時改正することができる。当該保存管理

官 報 (号 外)

3 いすれかの締約国が実質問題であると認める問題は、実質問題とみなされる。
第七条 紛争解決
千九百九十五年協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、この協定の解釈又は適用に関する締約国(千九百九十五年協定の締約国であるか否かを問わない)間の紛争について準用する。
第八条 非締約国

1 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定に合致する措置をとることを奨励する。
2 締約国は、非締約国の旗を掲げる権利を有する船舶がこの協定の効果的な実施を損なう活動を行うことを抑止するため、国際法に合致する措置をとる。
第九条 署名
1 この協定は、二千十八年十月三日にイルリサットにおいて、カナダ、中華人民共和国、デンマーク王国(フェロー諸島及びグリーンランド)、アイスランド、日本国、大韓民国、ノルウェー王国、ロシア連邦、アメリカ合衆国及び欧州連合による署名のために開放し、同日の後十二箇月の間署名のために開放しておく。

1 この協定は、この協定の有効期間
2 この協定は、1に規定する最初の期間の満了の後、次のいすれかの場合を除くほか、順次五年の延長期間中、効力を有する。
(a) いすれかの締約国が当該最初の期間又はその後の延長期間の満了の前に行われる最後の締約国会合においてこの協定の延長に対する正式の異議を申し立てる場合
(b) いすれかの締約国が各々の期間の満了の六箇月前まで書面で延長に対する正式の異議を寄託者に送付する場合
3 締約国は、協定水域において健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、この協定と協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けることによる効果的な移行を図る。

1 この協定は、第九条1に規定する国及び欧州連合によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が
第十二条 加入
1 この協定は、この協定に署名していない前条1に規定する国及びこの協定に署名していない場合の欧州連合に対して加入のために開放しておぐ。
2 締約国は、この協定の効力発生の後、現実の利害関係を有する他の国に対しこの協定に加入するよう招請することができる。
第十三条 加入
1 この協定は、その効力発生の後最初の十六年間効力を有する。
2 この協定は、1に規定する最初の期間の満了の後、次のいすれかの場合を除くほか、順次五年の延長期間中、効力を有する。
(a) いすれかの締約国が当該最初の期間又はその後の延長期間の満了の前に行われる最後の締約国会合においてこの協定の延長に対する正式の異議を申し立てる場合
(b) いすれかの締約国が各々の期間の満了の六箇月前まで書面で延長に対する正式の異議を寄託者に送付する場合
3 締約国は、協定水域において健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、この協定と協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設けることによる効果的な移行を図る。
4 この協定は、この協定と両立する他の協定に基づく締約国の権利及び義務(他の締約国がこの協定に基づく権利を享受し、又は義務を履行することに影響を及ぼさないものに限る)を変更するものではない。この協定は、漁業管理に関する既存の国際的な仕組みの役割及び権限を損なうものではなく、また、当該役割及び権限に抵触するものでもない。
第十四条 他の協定との関係
1 締約国は、条約及び千九百九十五年協定に反映されているものを含め国際法の関連する規定に基づく自国の義務に拘束されており、及び引き続き拘束されることを認識し、また、協定水域における漁獲を管理する追加の地域的又は小地域的な漁業管理のための機関を設立し、又は枠組みを設ける協定なしにこの協定の有効期間が満了し、又はこの協定が終了する場合にも、当該義務の履行のために引き続き協力することの重要性を認識する。
2 この協定は、この協定の効力を生ずる。この規定に基づいて加入を招請された各国であつて加入書を寄託したものについて、当該加入書の寄託の日の後三十日で効力を生ずる。
第十五条 寄託者
1 この協定の寄託者は、カナダ政府とする。
2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
3 寄託者は、全ての署名国及び締約国に対し、全ての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託を通報するものとし、また、千九百六十九年の条約法に関するウイーン条約に基づくその他

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。

二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。

三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不當に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。

四 所有者不明土地が、災害の復旧・復興事業の実施など様々な場面において国民経済に著しい損失を生じさせていることを踏まえ、所有者不明土地の発生の抑制・解消に向け、相続登記の在り方や土地所有権の放棄の在り方等に関する法制審議会における議論を見据えつつ、相続登記に係る相続人の過大な負担を積極的に軽減することを含め、政府が行っている所有者不明土地等対策の更なる推進を図るよう努めること。

五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報をおくる各省庁の十分な連携を図ること。右決議する。

## 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月十日

衆議院議長 大島 理森

(定義)

第一條 この法律において「表題部所有者不明土地」とは、所有権(その共有持分を含む)次項に

## 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

正化に関する法律

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

第三章 表題部所有者による所有者等の探索(第三条)

第四章 特定社団等帰属土地の管理(第三十条)

第五章 雜則(第三十一条・第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条・第三十五条)

附則 第一章 総則  
(目的)  
第二章 登記官による所有者等の探索  
(所有者等の探索の開始)  
第三章 登記官は、表題部所有者不明土地(第十一条第一項第四号に定める登記記録、表題部第五号又は第十号に規定する登記記録、表題部又は表題部所有者をいう。  
第五章 この法律において「登記記録」、「表題部」又は「表題部所有者」とは、それぞれ不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第五号、第七号又は第十号に規定する登記記録、表題部又は表題部所有者をいう。

第二章 表題部所有者不明土地の表題部所  
に所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理に関する措置を講ずることにより、表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

該探索の結果に基づく表題部所有者の登記及び登記記録の提出による所有者等の探索及び当該表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月十日

衆議院議長 大島 理森

(定義)

第二條 この法律において「表題部所有者不明土地」とは、所有権(その共有持分を含む)次項に

おいて同じ。の登記がない一筆の土地のうち、表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの(国、地方公共団体その他法務省令で定める者が所有していることが登記録上明らかであるものを除く。)をいう。

この法律において「所有者等」とは、所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない団体又は財団(以下「法人でない団体等」という。)を含む。)をいう。

この法律において「所有者等特定不能土地」とは、第十五条第一項第四号イに定める登記がある表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の共有持分について当該登記がされている場合にあつては、その共有持分)をいう。

この法律において「特定社団等帰属土地」とは、第十五条第一項第四号ロに定める登記がある表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の共有持分について当該登記がされている場合は、第十五条第一項第四号ロに定める登記がある表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の共有持分について当該登記がされている場合にあつては、その共有持分)であつて、現に法人でない団体等に属するものをいう。

この法律において「登記記録」、「表題部」又は「表題部所有者」とは、それぞれ不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第五号、第七号又は第十号に規定する登記記録、表題部又は表題部所有者をいう。

登記官による調査

第五条 登記官は、第三条第一項の探索のため、表題部所有者不明土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、表題部所有者不明土地の所有者、占有者その他の関係者からその知つてゐる事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他表題部所有者不明土地の所有者等の探索のために必要な調査をすることができる。

第六条 法務局又は地方法務局の長は、登記官が前条の規定により表題部所有者不明土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、そ

の必要の限度において、登記官に、他人の土地に立ち入らせることができる。

第七条 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により登記官を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時

不明土地の分布状況その他の事情を考慮して、表題部所有者不明土地の登記の適正化を図る必要があると認めるときは、職権で、その所有者等の探索を行うものとする。

登記官は、前項の探索を行おうとするときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(意見又は資料の提出)

第四条 前条第二項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、登記官に対し、表題部所有者不明土地の所有者等について、意見又は資料を提出することができます。この場合において、登記官が意見又は資料を提出すべき相当の期間を定め、かつ、法務省令で定めるところによりその旨を公告したときは、その期間内にこれを作出しなければならない。

(登記官による調査)

第五条 登記官は、第三条第一項の探索のため、表題部所有者不明土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、表題部所有者不明土地の所有者、占有者その他の関係者からその知つてゐる事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他表題部所有者不明土地の所有者等の探索のために必要な調査をすることができる。

第六条 法務局又は地方法務局の長は、登記官が前条の規定により表題部所有者不明土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、そ

の必要の限度において、登記官に、他人の土地に立ち入らせることができる。

第七条 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により登記官を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時

# (号外) 報

<p>及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする登記官は、その立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。</p> <p>5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>6 第一項の規定による立入りをする場合には、登記官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>(調査の嘱託)</p> <p>第七条 登記官は、表題部所有者不明土地の関係者が遠隔の地に居住しているとき、その他相當と認めるときは、他の登記所の登記官に第五条の調査を嘱託することができる。</p> <p>(情報の提供の求め)</p> <p>第八条 登記官は、第三条第一項の探索のために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に對し、表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>第二節 所有者等探索委員による調査</p> <p>(所有者等探索委員)</p> <p>第九条 法務局及び地方法務局に、第三条第一項の探索のために必要な調査をさせ、登記官に意見を提出させるため、所有者等探索委員若干人を置く。</p>	
<p>2 所有者等探索委員は、前項の職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。</p> <p>3 所有者等探索委員の任期は、二年とする。</p> <p>3 所有者等探索委員は、再任されることができない。</p> <p>4 所有者等探索委員は、非常勤とする。</p> <p>5 所有者等探索委員は、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により調査を行うべき所有者等探索委員は、法務局又は地方法務局の長が指定する。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、第一項の調査を補助させることができる。</p> <p>(所有者等探索委員による調査への準用)</p> <p>第十二条 第五条及び第六条の規定は、所有者等探索委員による前条第一項の調査について準用する。この場合において、第六条第一項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」という。」にと、同条第二項、第三項及び第六項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」と読み替えるものとする。</p>	
<p>2 所有者等探索委員は、前項の職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。</p> <p>3 所有者等探索委員の任期は、二年とする。</p> <p>3 所有者等探索委員は、再任されることができない。</p> <p>4 所有者等探索委員は、非常勤とする。</p> <p>5 所有者等探索委員は、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により調査を行うべき所有者等探索委員は、法務局又は地方法務局の長が指定する。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、第一項の調査を補助させることができる。</p> <p>(所有者等探索委員による調査への準用)</p> <p>第十二条 第五条及び第六条の規定は、所有者等探索委員による前条第一項の調査について準用する。この場合において、第六条第一項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」という。」にと、同条第二項、第三項及び第六項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」と読み替えるものとする。</p>	
<p>2 所有者等探索委員は、前項の職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。</p> <p>3 所有者等探索委員の任期は、二年とする。</p> <p>3 所有者等探索委員は、再任されることができない。</p> <p>4 所有者等探索委員は、非常勤とする。</p> <p>5 所有者等探索委員は、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により調査を行うべき所有者等探索委員は、法務局又は地方法務局の長が指定する。</p> <p>3 法務局又は地方法務局の長は、その職員に、第一項の調査を補助させることができる。</p> <p>(所有者等探索委員による調査への準用)</p> <p>第十二条 第五条及び第六条の規定は、所有者等探索委員による前条第一項の調査について準用する。この場合において、第六条第一項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」という。」にと、同条第二項、第三項及び第六項中「登記官」とあるのは「所有者等探索委員等」と読み替えるものとする。</p>	

## 官 報 (号) 外

部所有者不明土地の表題部所有者として登記すべき者の氏名又は名称及び住所(同項後段の特定をした場合にあつては、その共有持分を含む。)

二 前条第一項第二号に掲げる場合 その旨(同項後段の特定をした場合にあつては、その共有持分を含む。)

三 前条第一項第三号に掲げる場合 当該表題部所有者不明土地の表題部所有者として登記すべき者がある共有持分についてはその者の氏名又は名称及び住所(同項後段の特定をした場合にあつては、その共有持分を含む。)、表題部所有者として登記すべき者がない共有持分についてはその旨(同項後段の特定をした場合にあつては、その共有持分を含む。)、

四 前条第一項第四号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる同号の事由の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

口 前条第一項第四号ロに掲げる場合 その旨

2 登記官は、前項の規定による登記をしようとするときは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(登記後の公告)

第十六条 登記官は、前条第一項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

第四節 雜則

(所有者等の探索の中止)

第十七条 登記官は、表題部所有者不明土地に関する権利関係について訴訟が係属しているとき、その他相当でないと認めるときは、前三節の規定にかかわらず、表題部所有者不明土地に

係る所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止することができる。この場合においては、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(法務省令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、表題部所有者不明土地に係る所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第三章 所有者等特定不能土地の管理

(特定不能土地等管理命令)

第十九条 裁判所は、所有者等特定不能土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る所有者等特定不能土地を対象として、特定不能土地等管理者(次条第一項に規定する特定不能土地等管理命令する处分(以下「特定不能土地等管理命令」という。)をすることができる。

2 前項の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、特定不能土地等管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 特定不能土地等管理命令及び前項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

5 特定不能土地等管理命令は、特定不能土地等管理命令が発令された後に当該特定不能土地等管理命令が取り消された場合において、所有者等特定不能土地の管理、処分その他の事由により特定不能土地等管理者が得た財産(以下「所有者等特定不能土地等」という。)の管理及び処分をする権利は、特定不能土地等管理者に専属する。

2 特定不能土地等管理者が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 保存行為

2 所有者等特定不能土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 前項の規定に違反して行った特定不能土地等管理者の行為は、無効とする。ただし、特定不能土地等管理者は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

4 特定不能土地等管理者は、第二項の許可の申請立てる場合には、その許可を求める理由を明確しなければならない。

5 所有者等特定不能土地等の所有者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

おいて、特定不能土地等管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定による特定不能土地等管理者の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(所有者等特定不能土地等の管理)

第二十二条 特定不能土地等管理者は、就職の後直ちに特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の管理に着手しなければならない。

(特定不能土地等管理命令が発せられた場合の取扱い)

第二十三条 特定不能土地等管理命令が発せられた場合には、所有者等特定不能土地等に係る訴えについては、特定不能土地等管理者を原告又は被告とする。

2 特定不能土地等管理命令が発せられた場合には、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等に係る訴えについては、特定不能土地等管理者を原告(所有権(その共有持分を含む。)が帰属する自然人又は法人(法人でない社団等を含む。))を以う。以下この章において同じ。)を当事者とするものは、当該所有者等特定不能土地等の所有者(所有権(その共有持分を含む。)が帰属する自然人又は法人(法人でない社団等を含む。))を当事者とする。

3 前項の規定により中断した訴訟手続は、特定不能土地等管理者においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

4 特定不能土地等管理命令が取り消されたときは、特定不能土地等管理者を当事者とする所有者等特定不能土地等に関する訴訟手続は、中断する。

5 所有者等特定不能土地等の所有者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

## (特定不能土地等管理者の義務)

第二十四条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、誠実かつ公平に第二十一条第一項の権限を行使し意をもつて、第二十一条第一項の権限を行使しなければならない。

2 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、誠実かつ公平に第二十一条第一項の権限を行使しなければならない。

(特定不能土地等管理者の辞任)

第二十五条 特定不能土地等管理者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

2 特定不能土地等管理者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

3 第一項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の規定による辞任の許可の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(特定不能土地等管理者の解任)

第二十六条 特定不能土地等管理者がその任務に違反して特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等に著しい損害を与えたことその他の重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、特定不能土地等管理者を解任することができる。

2 裁判所は、前項の規定により特定不能土地等管理者を解任する場合には、特定不能土地等管理者の陳述を聽かなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならない。

4 第一項の規定による解任の裁判に対しても、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

## (特定不能土地等管理者の報酬等)

第二十七条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、特定不能土地等管理者の陳述を聽かなければならない。

3 第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しては、特定不能土地等管理者に限り、即時抗告をることができる。

(供託等)

第二十八条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その所有者のために、当該金銭を当該所有者等特定不能土地の所在地の供託所に供託することができる。

2 特定不能土地等管理者は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(特定不能土地等管理命令の取消)

第二十九条 裁判所は、特定不能土地等管理者が管理すべき財産がなくなつたとき(特定不能土地等管理命令によつて特定社団等帰属土地等の全部が前条第一項の規定により供託されたときを含む)、その処分(次項において「特定社団等帰属土地等管理命令」という。)をすることができる。

2 前項(第二十九条第一項を除く。)の規定は、特定社団等帰属土地等管理命令について準用する場合を含む。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項第二号、第二十二条、第二十三条(第三項を除く。)、第二十四条、第二十六条第一項並びに前条第一項及び第三項中「所有者等特定不能土地等」とあるのは「特定社団等帰属土地等」と、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに前条第一項及び第三項中「自然人又は法人(法人でない社団等を含む。)」とあるのは「法人でない社団等」と、前条第二項中「所有者等特定不能土地等の所有者」とあるのは「特定社団等帰属土地等の所有者」である。

## (自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、特定不能土地等の所有者等の共有持分を含む)が自己に帰属すること」とあるのは特定社団等帰属土地等が帰属する法人でない社団等の代表者が選任されるとする。

3 前項の規定により当該特定不能土地等管理命令が取り消されたときは、特定不能土地等管理者は、当該所有者に対し、その事務の経過及び結果を報告し、当該所有者等特定不能土地等を引き渡さなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による決定に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(非訟事件の管轄)

第四章 特定社団等帰属土地の管理

第三十条 裁判所は、特定社団等帰属土地について、当該特定社団等帰属土地が帰属する法人ではない社団等の代表者は又は代理人が選任されおらず、かつ、当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない場合において、必要があると認められるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として、特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずるときは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として、特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる処分(次項において「特定社団等帰属土地等管理命令」という。)をすることができる。

2 前項(第二十九条第一項を除く。)の規定は、特定社団等帰属土地等管理命令について準用する場合を含む。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項第二号、第二十二条、第二十三条(第三項を除く。)、第二十四条、第二十六条第一項並びに前条第一項及び第三項中「所有者等特定不能土地等」とあるのは「特定社団等帰属土地等」と、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに前条第一項及び第三項中「自然人又は法人(法人でない社団等を含む。)」とあるのは「法人でない社団等」と、前条第二項中「所有者等特定不能土地等の所有者」とあるのは「特定社団等帰属土地等の所有者」である。

## (非訟事件の手続の特例)

## (最高裁判所規則)

## (第六章 罰則)

## (第三十二条 この法律の規定による非訟事件について)

## (第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。)

## (第三十四条 第六章第五項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第六条第一項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。)

## (第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。)

## (附則)

## (二三)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章から第五章までの規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号

## 道路運送車両法の一部を改正する法律案

二四

## 審査報告書

## 道路運送車両法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月十六日

参議院議長 伊達 忠一殿 國土交通委員長 羽田雄一郎

## 要領書

## 委員会の決定の理由

本法律案は、最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

つ、サイバーセキュリティの確保に向けた取組を進めること。  
三、自動車事故の原因究明に資するため、ドライバー等の車外映像や運転者の操作状況の記録装置の設置率の向上に向けた取組を着実に推進すること。  
四、高齢運転者等による自動車事故を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を搭載した自動車について、技術的評価を適切に行い、その普及に一層努めるとともに、未搭載車への先進安全技術に係るシステムの後付けに関し、対応車種の拡大などを普及について検討すること。  
お、従来からのミニユアル車のユーダーに係る利便性の確保にも留意して進めること。

五、自動車の検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせるに当たっては、指定自動車整備事業者等において電子的な検査が確実に行われる環境が確保されるように指導すること。また、同機構が行う自動運行装置等の複雑なプログラムにより作動する電子制御装置及びサイバーセキュリティに関する基準適合性審査や、不具合情報に對応した審査等を適確に実施するために必要な体制の整備に万全を期すこと。

六、分解整備の範囲拡大に当たっては、自動車整備士の養成、研修の充実を図り、自動車整備要員の確保と整備技術の向上に遺憾なきを期すこと。

七、自動車製作業者等における完成検査の不適切な取り扱いを根絶するため、本法により創設される是正命令措置等を必要に応じて実施することに加え、効果的な監査の実施等により、自動車の型式指定制度の適正な運用に努めること。

附帯決議  
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。  
一、自動運転に対する社会受容性を高めるため、自動運転に対する国民の理解・安心感の向上に資する取組を着実に推進すること。  
二、自動運転技術に起因するこれまで予測し得なかつた新たな事故の原因究明及び再発防止を迅速かつ適確に行つたため、自動運行装置の作動状況、運転者の状況等の記録を収集し、有効に活用できるよう国において必要な措置を講ずるとともに、国際基準策定に係る動向を踏まえつ

道路運送車両法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月十日

参議院議長 伊達 忠一殿 衆議院議長 大島 理森

道路運送車両法の一部を改正する法律案  
道 路 運 送 車 両 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

## 参議院議長 伊達 忠一殿

第一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のようない改正する。  
第八条中「次の各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第三号中「及び自動車検査証」を削る。  
第七十五条第二項及び第三項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同条第四項中「の規定による指定」に改め、同条第八項中「の指定」を「の規定による指定」に、「第八項及び第九項」に「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項第四号」に改め、同条第八項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項第二号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項第二項を同条第九項とし、同条第七項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(同項の規定による指定に係る部分に限る)に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された共通構造部について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第七十五条の三第二項から第四項までの規定中「指定」を「規定による指定」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項第一号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(同項の規定による指定に係る部分に限る)に違反していると認めるときは、当該停止の日までに製作された自動車について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定する」とし、当該停止を是正するために必要な措

置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された装置について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第七十五条の六第一項中「第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項を第七十五条第八項第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項」に、「者又は」を「者若しくは」に改める。

第七十六条条中「規定による指定」に改め、「同条第四項の」の下に「規定による」を加える。

第一百三十二条第二項中「第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第四項若しくは第五項、第七十五条の三第五項若しくは第六項」を「第七十五条第八項若しくは第九項、第七十五条の二第五項若しくは第七項」に改める。

第一百三十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第七十五条第七項、第七十五条の二第四項又は第七十五条の三第五項の規定による命令に違反した者

第二条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第四十一条第十六号中「窓ふき器」を「窓拭き器」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 自動運行装置  
2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム(電子計算機・入出力装置を含む)この項を除き、以下同じ。に対する指令であつ

て、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを中心とする構成要素とする装置である。

2 前項に定めるもののほか、自動車製作者は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

第七十四条の三第一項中「による事務」の下に「並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務(第二百二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。)」を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第四十九条第二項中「第五十八条第一項の」を「第五十八条第一項に規定する」に、「分解整備」を「特定整備」に、「又は連結装置」を「連結装置」に、「附加する」を「付加する」に改め、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第四十九条第二項中「第五十八条第一項の」を「第五十八条第一項に規定する」に、「分解整備」を「特定整備」に、「又は連結装置」を「連結装置」に、「附加する」を「付加する」に改め、同条第二項中「行なう」を「行なう」に改め、「行なう」を「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め。

第七十九条第一項中「自動車分解整備事業の認証」を「自動車特定整備事業の認証」に改め、同項第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備が」を「特定整備が」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七十九条第一項中「自動車分解整備事業の認証」を「自動車特定整備事業の認証」に改め、同項第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第八十条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同項第二号口頭中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備」を「特定整備」に改める。

第八十二条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改める。

第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改める。

第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「以下」に「その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造」を加え、「同項ただし書中「当該分解整備」を「当該特定整備」に、「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「以下」に「国土交通省令で定めるところにより」を「第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は」を加え、「第四十七条の規定による」を削り、「除く」の下に「」次項において同

じ」を、「となる」の下に「当該自動車の型式に固有の」を加え、「当該自動車の使用者に提供するよう努めなければ」を「これらの者に提供しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、自動車製作者は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて、当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

第七十八条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業をいう。」に改め、同条第二号中「軽自動車分解整備事業」を「軽自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」に、「分解整備」を「特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「附し、又は」を「付し、及び」に改め、同条第四項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備」を「特定整備が」に、「且つ」を「かつ」に改め。

第七十八条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備」を「特定整備」に改め、同項第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第七十八条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同項第二号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備」を「特定整備」に改める。

第七十八条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め。



<p>4 第一項の許可を受けた者は、その能力及び体制を、前項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>5 第一項の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、プログラム等の適切な管理及び確実な改変その他特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者の能力及び体制が第三項第一号の国土交通省令で定める基準に適合せず、又は第一項の許可を受けた者が特定改造等に関し前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないと認められたときは、当該者に対し、その能力及び体制を基準に適合させるため、又は特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>7 國土交通大臣は、第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>二 第二項において準用する第七十八条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>三 偽りその他不正の手段により第一項の許可を受けたとき。</p> <p>8 國土交通大臣は、第一項の許可に関する事務のうち、次に掲げるものを機構に行わせるものとする。</p> <p>一 第一項の許可の申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査</p> <p>二 第一項の許可の申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準</p>	
<p>の三第七項(許可の取消しの場合に限る。)に改めた百三十二条第二項中「又は第九十四条の八第一項」を「第九十四条の八第一項又は第九十九条第一項」に改め、同項第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。</p> <p>二 第九十九条の三第一項の許可を受けた者は、第一項の各号に掲げる審査を行つたときは、遅滞なく、これらの審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>十七 第九十九条の三第一項の許可を受けた者は、前項第一号に次の二号を加える。</p> <p>二 第一百一条第一項中「自動車」を「次の各号に掲げるものを」に、「当該自動車が保安基準に適合するかどうかの」を「それぞれ当該各号に定めることに改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 自動車 当該自動車が保安基準に適合するかどうかの審査</p> <p>二 第九十九条の三第一項の許可を受けた者は、同項の許可を受けた者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査</p> <p>三 第一百一条第二項中「前項」を「前項各号に定めるに、『当該』を『これらの』に改める。」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 第二百二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次の各号に掲げるに、『第七十五条の五第一項』及び当該を『それぞれ当該各号に定めるに改め、同項に次の各号を加える。』」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条第一項の第一項の審査</p> <p>二 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査</p>	<p>に適合するかどうかの審査</p> <p>機構は、前項各号に掲げる審査を行つたときは、遅滞なく、これらの審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>十七 第九十九条の三第一項の許可を受けた者は、前項第一号に次の二号を加える。</p> <p>二 第一百一条第一項中「自動車」を「次の各号に掲げるものを」に、「当該自動車が保安基準に適合するかどうかの」を「それぞれ当該各号に定めることに改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 自動車 当該自動車が保安基準に適合するかどうかの審査</p> <p>二 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第一百一条第二項中「記入」を「変更記録」に改めるに、「記入して」を「記録して」に改めた場合に限る。)</p> <p>十五 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者</p> <p>証交付済自動車等について、当該違反に係るプログラム等の改変による自動車の改造をした場合に限る。)</p>
<p>四 第四条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十条 第二項中「記入」を「変更記録」に改めるに、「記入して」を「記録して」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十一条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十二条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十三条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十四条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十五条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十六条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十七条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号)」を「(同号)」に改める。</p> <p>第五十八条 第二項を次のように改める。</p> <p>二 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他の国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他の国土交通省令で定める事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された方一ドとする。</p> <p>第五十九条 第二項を次の一項を加える。</p> <p>三 第一百一十条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査</p>	<p>め。</p> <p>第一百九条第五号中「又は第九十三条」を「第九十三条又は第九十九条の三第七項」に改め、同条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第九十九条の三第一項の規定に違反して、特定改造等をした者(同項第二号の規定による提供をした者にあつては、当該違反により当該提供を受けた者が自動車検査証交付済自動車等について、当該違反に係るプログラム等の改変による自動車の改造をした場合に限る。)</p> <p>十五 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者</p> <p>証交付済自動車等について、当該違反に係るプログラム等の改変による自動車の改造をした場合に限る。)</p>
<p>三 第一百一十条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査</p> <p>二 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査</p> <p>三 第一百一十条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査</p> <p>四 第四条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。</p> <p>第五十条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入して」を「記録して」に改める。</p> <p>第五十一条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十二条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十三条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十四条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十五条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十六条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十七条 第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(記入して)」を「(記録して)」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。</p> <p>第五十八条 第二項を次の一項を加える。</p> <p>三 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査記録事項が記録された部分と区分された部</p>	<p>分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るために従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。</p>

第七十四条の四の次に次の二条を加える。

(継続検査に係る自動車検査証への記録等に  
関する事務の委託)

第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務(継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第一百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をすることをしないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をするること。

三 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。

一 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。

二 第百十条第一項中第十七号を第十九号とし、第八号から第十六号までを「号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 特定記録等事務代行者

九 特定変更記録事務代行者

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第九条の規定 公布の日より、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録に関する事務(変更記録をすることが適当であるかどうかの審

査その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第一百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をすることをしないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすることをしないこと。

三 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。

四 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。

五 附則第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十六条)第百六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限る。)、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九条の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二条総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二条の二第三項の改正規定並びに同法第十二項の表百十条第一項の項及び同表百十条第二項の項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第百十条第一項中第十七号を第十九号とし、第八号から第十六号までを「号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 特定記録等事務代行者

九 特定変更記録事務代行者

（施行期日）

第一条 この法律の施行の日(次項及び第三項において「施行日」という。)前にした第二条の規定による改正前の道路運送車両法(同項において「旧法」という。)第七十八条第一項の規定による自動車分解整備事業の認証は、国土交通省令で定めるところにより、第二条の規定による改正後の道路運送車両法(以下「第六号新法」という。)第七十四条の二第一項及び第七十四条の六第一項の規定による委託に関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前においても行なうことができる。

（第四条の規定による改正に伴う経過措置）

第一条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第九十九条の三第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行なうことができる。

（第四条の規定による改正に伴う経過措置）

第一条 第四条の規定による改正後の道路運送車両法(以下「第六号新法」という。)第七十四条の五第一項及び第七十四条の六第一項の規定による委託に関し必要な手續その他の行為は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前においても行なうことができる。

（第五条の規定による改正に伴う経過措置）

第一条 第五条第六号施行日前に第四条の規定による改正前の道路運送車両法(以下「第六号旧法」という。)第六十条第一項、第六十二条第一項第六号旧法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第七十一条第四項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の総合特別区域法第二十二条の二第一項の規定により交付され、又は返付された自



別表第一の百十三の項中第六十七条の記入を第六十七条第一項の変更記録に改める。  
 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第四十一条」を「第四十一」(独立行政法人自動車技術総合機構法の一部改正)

第二十条 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百一十八条)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第七十五条の五第一項」の下に「及び第九十九条の三第八項」を加える。  
 第十二条第一号中「適合するかどうか」の下に「並びに同法第九十九条の三第一項の許可の申請をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうか」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
 第二十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改める。  
 第二百十三第二項第一号口中「第二百二条第一項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。  
 (総合特別区域法の一部改正)

第二十二条 総合特別区域法の一部を次のように改める。  
 第二十二条の二第一項中「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同条第三項中「記入して」を「記録して」に改め、同条第四項中「同法第六十六条第二項第二号」を「同号」に改め、同条第七項第二号中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条第十項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改め、同条第十二項の表第七十八条第四項の項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同表第一百条第一項の項中「第十三号」を「十五号」に改め、同表第一百条第二号口の項中「前項第十二号」を「前項第十五号」に改める。

第二十三条第一項第一号口中「第二百二条第五項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。  
 (総合特別区域法の一部改正)

二 要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案。

二、審査報告書  
 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案。

三、附帯決議  
 最近のテロ情勢等を踏まえ、本法において対象施設の追加等の措置を講ずることは極めて重要である一方、必要な限度を超える規制が行われた場合には、取材・報道の自由や、国民の知る権利を始めとする国民の利益が損なわれるとともに、小型無人機等の普及・活用による社会の発展を妨げることとなるおそれがある。よって、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。一、対象防衛関係施設の指定に当たっては、本法の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。

六 正當な取材目的の小型無人機等の飛行については、本法に定められた対象施設の管理者は、対象施設ごとの特性に応じ、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようすること。

七 多様な分野における小型無人機等の安全な利活用が促進されるよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査・検討を行うこと。

右決議する。

参議院議長 伊達 忠一殿

内閣委員長 石井 正弘

令和元年五月十六日

二、委員会の決定の理由  
 本法律案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案。

三、対象防衛関係施設の指定に当たっては、大会の円滑な運営を確保するために、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について、施設ごとの特性に応じ、指定期間についても考慮しつつ、慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようすること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十六日

参議院議長 大島 理森

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律

正する法律

(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正)

第一条 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の一部を次のように改定する。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

第一条中「外国公館等」の下に、「防衛関係施設を加え、「施設」を「重要施設」に、「及び良好な国際関係」を「良好な国際関係及び我が国を防衛するための基盤」に改める。

第二条第一項第三号中「第六条第一項」を第七条第一項に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設として指定された施設

第二条第二項中「いう」を「いい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「海域」の下に「海上保安庁法第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次

(昭和二十三年法律第二十八条)第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。」を加え、「次

条第三項及び第五条第四項において」を「第十一条第三項を除き、以下」と改める。

第十一條第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「又は海上保安官」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「前項に掲げる」を「前項に規定する」に、「管区海上保安本部長」を「第二号に定める者」に、「国土交通省令」を「国土交通省令」に定める者への通報については防衛省令」に、「当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には東京都公安委員会及び皇宮警察本部長、当該対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長」を及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に改め、同項に次にたゞし書及び各号を加える。

の下に「(第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。)」を加え、「前項に規定する」に、「国土交通省令」に定める者への通報については防衛省令」に、「当該対象施設周辺地域が第二条第一項第一号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行(当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。)」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域」と、前二項中「対象施設」とあるのは「当該対象施設」と、施設周辺地域の上空において行われるものにできる」とあるのは「できる。ただし、当該施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合は、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

一 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長

二 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長

三 第二条第一項第三号に掲げる対象施設(自衛隊の施設であるものに限る。)に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者

4 防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。

第六条 防衛大臣は、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案の下に「(第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において行うものにあつては、第一号に掲げるものに限る。)」を削り、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(対象防衛関係施設の指定等)

第六条 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域のうち、第一項の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象防衛関係施設として指定することができる。この場合において、防衛大臣は、併せて当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

第七条 第六条第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

第八条 第九条を第九条とする。

第七条中「第五条第一項」の下に「第六条第一項



設(次項において単に「対象空港」という。)並びにこれら」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十六条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあっては、同法第二条に規定する組織委員会」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなしして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第三条 平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」を「第四節 重組組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」に、「第二十九条」を「第三十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

二条に改める。  
第二十九条を第三十二条とする。

第四章に次の二節を加える。  
第四節 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例

#### （対象大会関係施設の指定等）

第二十九条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があつたときは、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する大会の会場その他施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行)の禁止に関する法律

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項)と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国人の所在する場所及び当該外国人の所在する場所に係る対象外国公館等」と第一項と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国人の所在する場所及び当該外国人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、

第三十条 国土交通大臣は、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港のうち、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

#### （対象空港の指定等）

第三十条 国土交通大臣は、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる

第三条 平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」を「第四節 重組組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」に、「第二十九条」を「第三十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

二 文部科学大臣は、前項の規定により対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象大会関係施設周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは

〔平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正〕に、「第二十九条」を「第三十一条」に改める。

2 國土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとする。

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から

第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指在する場所を指定し、及び当該外国人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象空港周辺地域が指定された場合又は前条第一項に規定する対象施設と、当該対象空港周辺地域又は当該対象空港周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例

辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなし、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設(次項において単に「対象空港」といふ)並びにこれら」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあっては、同法第八条第一項に規定する組織委員会)と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港の管理者」とする。

2 前条第一項の規定により対象空港として指定された施設の管理者は、前項の規定によりみなしして適用される小型無人機等飛行禁止法第九条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該施設における滑走路の閉鎖その他の当該施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

## (自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の三の次に次の一条を加える。

## (対象施設の安全の確保のための権限)

第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(総務省設置法及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改める。

一 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)

第四条第一項第八十九号

二 天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)附則第四条第三項

## 官 報 (号 外)

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剩余额を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付について定めるとともに、金融機能再生健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることがができるとしてするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法律施行に伴い、令和元年度一般会計予算の歳入において、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の規定により預金保険機構から納付される納付金として八千億円が計上されている。

## 三、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の二条を加える。

(国庫納付金)

参議院議長 伊達 忠一殿 財政金融委員長 中西 健治

第十五条の二 機構は、運営委員会(預金保険法

## 第十四条に規定する運営委員会をいう。)の議決を経て、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剩余额の全部又は一部を国庫に納付することができる。

第十五条の三 機構は、金融機能再生緊急措置法第六十七条第一項に規定する金融再生業務の終了の日において、金融再生勘定(金融機能再生緊急措置法第六十四条に規定する金融再生勘定をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)に属する財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融再生勘定に繰入れをすることができる。

第十八条第二項中「ある」を「あり、かつ、金融再生勘定に属する財産の状況に照らして特に必要があると認める」に改め、「ときは」の下に「内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から」を加え、「を国庫に納付しなければならない」を「の全部又は一部を金融再生勘定繰り入れることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、前項に規定する残余の額から同項の規定により繰り入れた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第二十一条中「第三項」の下に「第十五条の二、第十五条の二、第十八条第二項」を加える。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(号外)

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月十六日

文教科学委員長 上野 通子  
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。  
一、大学が自ら改革を実践し、その役割と使命を果たすことができるよう、大学に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討することともに、我が国の大学の国際的な競争力・研究力を下支えする基盤的経費の拡充に向けた今後の財政的支援の在り方について検討すること。  
二、大学に対し学生や社会が適切な評価を行うことができるように、大学における教育研究の内容やその成果、経営状況等に関する情報公開を一層促進するとともに、学校法人による不祥事や

不正等について速やかに公表するための仕組みについて検討すること。

三、認証評価における、大学評価基準への適合が認定された大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。

四、認証評価と国立大学法人評価など類似の複数の評価制度が大学等の負担となっている現状について、「評価疲れ」を指摘する意見があることを踏まえ、大学評価の仕組みをより効率的なものとするため、評価に係る事務の簡素化や類似制度の整理統合について速やかに検討すること。また、評価の在り方を検討するに当たっては、大学関係者の意見を幅広く聴取するとともに、基礎研究を含む研究の多様性が尊重されるよう、十分に留意すること。

五、国立大学における一法人複数大学制度の導入に当たっては、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう留意するとともに、法人全体の責任者である理事長による経営方針と各国立大学における教育研究への取組が相反することなく円滑な運営が図られるよう必要な措置を講ずること。

六、学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有するなど、経営と教学の連携に努めるとともに、とりわけ文部科学省所轄学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大學生の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないよう、特段の留意を払うこと。

七、学校法人における監査の実効性や客觀性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切

な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八、学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。

九、学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不斷の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

右決議する。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十ニ号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第三十四条の八」を「第三十四条の九」に、「第三十四条の九」を「第三十四条の十」に改める。

第十一条第一項中「学長」の下に「(当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合は、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項において「を削る。

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の二中「この条及び第一百九条第三項において」を削る。

第一百九条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「いう。」の下に「以下の」と「を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、

それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況をいう。次項及び第

七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行ふものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

に規定する職務(以下「大学の長としての職務」という。)を行う理事(以下「大学総括理事」という。)を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第五十二条第一項中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務」を「大学の長としての職務(大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るもの除く。)」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務(第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行ふものとされた国立大学に係るものに限る。)を行ふとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。

第六十二条第一項中「承認」の下に「(第十一条第二項第二号中「承認」の下に「(第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。)

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

第十三条第一項中「理事」の下に「(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。)」を加える。

第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聞き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

第七条 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「別表第二」と加えられる。

3 前項各号に掲げる者のが、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員として行うものとする。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条中「でない者」の下に「(以下「学外者」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人学外者が学長に任命されているものを除く。)の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「一人以上含まれるとする。」

第十五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七条に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聞き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「別表第二」とあるのは、「別表第二」と加えられる。

2 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聞き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

3 前項各号に掲げる者のが、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員として行うものとする。

第二十一条第一項中「国立大学法人に、」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学」と当該を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「(当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事を」を加え、「置く場合にあっては、当該大学総括理事を」を置く場合には、「を」を「置く場合にあっては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第二号」を「前条第五項第一号」に改める。

第二十六条中「から第十九条まで」を「、第十三条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条、第十七条(第六項及び第七項を除く。)、第十八条及び第十九条に改め、「大学共同利用機関」との下に「第十三条第一項中「理事(大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。)」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」とを加える。

2 第二十六条中「から第十九条まで」を「、第十三条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条、第十七条(第六項及び第七項を除く。)、第十八条及び第十九条に改め、同条第一号中「前条第四項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条第五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十一条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項に次の一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置す

る国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行なうよう要請するものとする。

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条の九を第三十四条の十とし、第五章中第三十四条の八の次に次の二条を加える。

(一)以上の国立大学を設置する国立大学法人に關する特例

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれを設置する国立大学法人について、それぞれを設置する国立大学法人について、それぞれを設置する国立大学法人について、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条第五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五条の表第十四条第一項の項中「学長」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては理事長」とし」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五条第二項、第十六条第二十四条、第二十五条及び第二十六条の項中「第二十五条及び第二十六条」を「及び第二十五条」に改め、同項の次に次のように加え

<p>第三十五条の表第三十九条第三項の項中「第十二條法」を「第十二條法」に改める。</p> <p>第三十五条の表第三十九条第三項の項中「第十二条第五項若しくは第六項」を「第十二条第七項若しくは第八項」に改め、「第三十四条の五第一項」を加え、同項第十号中「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の十第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。</p> <p>附則第九条第一項中「附則第十二条第一項において「旧特別会計」という。」を削る。</p> <p>附則第十二条を次のように改める。</p> <p>附則第十三条 削除</p> <p>附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)」に改める。</p> <p>附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に「(整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)をいう。附則別表において同じ。)」を加える。</p> <p>別表第一備考に次の一号を加える。</p> <p>四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。</p> <p>別表第一に次のように加える。</p> <p>備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。</p>	<p>学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十一条第三項に規定する大学總括理事が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十二条第三項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。)並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員(教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。)を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学總括理事の申出に基づき行うものとする。</p> <p>附則第二十二条中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第十九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条まで」に改める。</p> <p>附則に次の一条を加える。</p> <p>(国立大学法人の納付金等)</p> <p>第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に對し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。</p> <p>附則別表第一中「附則第一条」を削り、同表を附則別表とする。</p> <p>附則別表第二及び附則別表第三を削る。</p> <p>附則別表第一中「附則第二条」を削り、同表を附則別表とする。</p> <p>附則別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。</p> <p>3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に對する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>備考規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評議しなければならない。</p>
	<p>第二十一条 削除</p> <p>附則第二十二条中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第十九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条まで」に改める。</p> <p>附則に次の一条を加える。</p> <p>(国立大学法人の納付金等)</p> <p>第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に對し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。</p> <p>附則別表第一中「附則第一条」を削り、同表を附則別表とする。</p> <p>附則別表第二及び附則別表第三を削る。</p> <p>附則別表第一中「附則第二条」を削り、同表を附則別表とする。</p> <p>附則別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。</p> <p>3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に對する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>備考規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評議しなければならない。</p>





## (報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不當に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五十条の四中「決定」の下に「及び第六十二条第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の一項を加える。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

第三章第五節中第六十三条の次に次の二条を加える。

## (情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内

容 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の

## 支給の基準

第六十五条の三中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十四条第五項において準用する場合を含む。」を削り、「第五項において準用する場合を含む。」を削り、「第五十条の四第一項」を

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。  
イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報  
ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他のに準ずるものに関する情報

ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

## （第四項）

第六十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

第六十六条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第三条中「同項第三号」を「第十六条第一項第三号及び第六号」に改める。

第六条第一項第六号を次のように改める。  
六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。

第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

## （第五項）

いう。以下この項において同じ。の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下「合同学長選考会議」という。)を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において開催する会議(以下「合同学長選考会議」という。)の委員の中から選出された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法(以下「新国立大学法人法」という。)別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構(以下「東海国立大学機構」という。)の学長(東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。以下この条において同じ。)となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くこ

とを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業年度」という)における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人第三十一条の二第一項第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法

第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法(新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。第十項において同じ。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書(同項において「財務諸表等」という。)の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下この条において単に「中期目標」という。)の期間に係る同法第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十一条の二第一項に規定する評価(同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限る。)については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了したものとして、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が国立大学法人第三十一条の二第一項第二号に規定する評価を受けたとき、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額(同条第十項の規定により読み替えたものとして、東海国立大学機

び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東海国立大学機構の行つた事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十二条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条(第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。この場合において、新国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第号)の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「岐阜大学法人(学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年法律第号)附則第二条第一項に規定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。)の最終事業年度(同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「事業年度」とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」とある。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(東海国立大学機構への出資)

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が

国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定

国立大学法人として指定されているときは、東

海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行

第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から岐阜大学法人に出了された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資されたものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地について

は、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置)

第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

(名古屋大学法人に関する経過措置)

第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構となるものとす

る。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号 学校教育法等の一部を改正する法律案

四一

日ににおいて新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

(東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置)

第八条 岐阜大学法人の役員であった者(理事又は監事であった者にあっては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかった者を除く。)が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であった者(その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員であった者とみなす。この場合においては、かつて、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であった者(その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。)又は職員であった者に限る。)が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

(私立学校法の一部改正に伴う準備行為)

第十一条 第三条の規定による改正後の私立学校法(以下「新私立学校法」という。)第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

2 新私立学校法第四十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の期日を月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中「第一号から第三号まで」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「第四十条の五(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削り、「第四項」の下に「(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項」を加える。

二 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二十九条第一項

三 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百四号)第三十三条规定する。(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。  
(私立学校振興助成法の一部改正)

第十六条 私立学校振興助成法(昭和五十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第二条の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「新大学法人法」という。第十一条第四項、第五項、第七項及び第八項」を「第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項に、並びに新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。



点から、農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下この口において「所有者等」という。)が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。

第十八条第一項中「この条及び第二十一条第一項において」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、利害関係人の意見を聽かなければならぬ。

第十八条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項に次の一号を加える。

六 第二項第二号に規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合は、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。

イ 農用地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するもの。同一条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

ロ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であつて、当該土地に係る賃借権の設定等の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの(イに掲

げる土地を除く。)同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができます。第十八条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用配分計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用配分計画に定められた土地が次の各号に掲げたる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用配分計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 前項第六号イに掲げる土地(農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。)当該指定市町村の長

二 前項第六号イに掲げる土地(農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。)当該指定市町村の長

4 農地中間管理機構は、第一項の認可の申請をしようとするときは、前項の規定により聽取した利害関係人の意見を記載した書類を提出しなければならない。

第十九条第一項中「市町村」の下に「又は農用地の利用の促進を行う者であつて農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するもの(以下この条において「市町村等」という。)」を加え、同条第二項中「市町村」を「市町村等」に、「同条第四項各号」を「同条第五項各号」に改め、同条第三項中「市町村」を「市町村等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(農用地利用配分計画によるない賃借権の設定等)

第十九条の二 農地中間管理機構は、一の農用地利用集積計画(農業經營基盤強化促進法第十八条第一項の農用地利用集積計画をいう。)に改める。

以下同じ。)において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行つことができる。この場合において、当該賃借権の設定等を行つことについて同条第三項第四号の同意をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第三項中「農用地利用配分計画を定める」とあるのは「第十九条の二第一項の規定による協議をする」と、同条第四項中「第一項の認可の申請」とあるのは「第十九条の二第一項の規定による協議」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る農用地利用集積計画が第十八条第五項第一号及び第二号の要件に該当すると認めるときは、これに同意するものとする。

第二十一条第一項を次のように改める。

農地中間管理機構は、第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画又は農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画(第十九条の二第一項の規定により同法第十八条第三項第四号の同意をしたものに限る。)の定めによる通知があつた農用地等の利用の状況について報告を求めることができる。

第三十二条を次のように改める。

(事務の区分)

第三十二条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五项、第十三条、第十四条第一項及び第三项、第十五条、第十八条第一項、第六项及び第七条、第十九条の二第三项、第二十条、第十一项第二项、第二十八条並びに第三十条

ただし、次に掲げる業務を、その業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する者に委託しようとするときは、この限りでない。

一 第二条第三項第三号に掲げる業務のうち、農林水産省令で定める軽微なもの

二 第二条第三項第四号に掲げる業務(同号括弧書に規定するものを除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める軽微な業務

第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務  
二 第十八条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により同号に規定する指定市町村が処理することとされている事務(農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの農地を除く。)にするため、農地又は農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつて、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る農用地利用配分計画に係るものに限る。)

## (農業經營基盤強化促進法の一部改正)

第二条 農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正す  
る。

目次中「第三節 農地利用集積円滑化団体(第十一條の十一—第十一條の十五)」を削る。

第四条第三項を削り、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とする。

第五条第二項第五号を次のように改める。

五 農業經營基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第五条第三項中「農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る」を「都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。)を除く」に改める。

第六条第二項第六号を削り、同条第六項中「公告しなければ」を「公告するとともに、都道府県知事(当該市町村の区域内に第十三条の二第四項の規定による通知に係る農林水産大臣に認定を受けた農業經營改善計画に基づき農業經營を営み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣)に当該基本構想の写しの送付を受けるものとする。

第七条第一号を次のように改める。

一 農用地等を買い入れて当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(以下この条において「農地売買等事業」という。)

第七条第三号中「及び第十二条の十一第三項第三号」を削る。

第二章第三節を削る。

第十二条第一項中「同意市町村の」を「第六条」という。)に改める。

第十三条第二項中「次条」を「第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(數市町村にわたる事項の処理等)

第十三条の二 二以上の同意市町村の区域内において農業經營を営み、又は営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより、農業經營改善計画を作成し、当該農業經營改善計画が適切である旨の認定を受ける場合には、前二条の規定において同意市町村の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該二以上の同意市町村の区域が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県の知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聽かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。

5 第十四条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業經營の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等(農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。)を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業經營基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人の理事等」と、次号において同じ。)であるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等(当該認定計画に従つてその法人に出資しているものに限る。)の役員が理事等」とする。

第六条第二項中「十三年」を「十八年」に改める。

第十四条の九第二項中「十五年度」を「二十年」に改める。

第十五条第一項中「農地利用集積円滑化事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「農地利用集積円滑化団体又は」及び「以下この項及び次条において「農地利用集積円滑化団体等」という。」を削り、「農地利用集積円滑化団体等を」を「農地中間管理機構」に改める。

第十六条第一項、第二項、第五項及び第六項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第十八条第二項第一号中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同条第三項第二号を削り、第二号を削り、同条第五項中第一号を削り、第二号を削り、同条第五項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第三号を第二号とする。

第二十三条第五項第三号中「農用地」の下に「について」を加え、同条第十項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(農用地利用規程の特例)

第二十三条の二 前条第一項に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域(第八項において「農用地区域」という。)内に限る。以下この条において同じ。)を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を

受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

## 2 前項の規定により定める農用地利用規程においては、前条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 認定農業者の氏名又は名称及び住所  
二 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項  
三 農地中間管理事業の利用に関する事項  
四 その他農林水産省令で定める事項

3 同意市町村は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。

この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用規程について、同意市町村に意見書を提出することができる。

4 同意市町村は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が同条第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、同条第一項の認定をしてはならない。

一 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者(以下この条において「所有者等」という。)の三分の二以上の同意が得られていないこと。  
二 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定

等を受けることが確実であると認められること。

5 前条第一項に規定する団体が、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程について同条第一項の認定を受けた場合には、当該農用地利用規程は、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機関以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行つてはならない。

6 農地中間管理機関は、前項に規定する農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

7 前項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定する農用地等をいう)以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更是、当該変更に係る土地が前条第一項の認定を受けた農用地利用規程(第一項に規定する事項が定められているものに限る。)に係る農用地利用改善事業の実施区域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかるわらはず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほどの場合に限り、することができる。

9 第一条に規定する事項が定められている場合に、当該農用地利用規程の有効期間が満了している場合は、同法第十三条第二項とし、同条に第一項第十五項までを削る。

(農地法の一部改正)  
第三条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第一号二中「農地利用集積円滑化」

10 同意市町村の長は、第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程に係る認定団体に対し、農用地利用改善事業の実施状況に關し必要な報告をさせることができる。

第二十四条第一項及び第三項中「前条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「前条第三項及び第六項」を「第二十三条第三項及び第六項並びに前条第三項及び第四項」に、及び第六項並びに前条第三項を「第二十三条第八項」に改める。

第二十五条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

(認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等)

第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者及び認定就農者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第三十三条の二 「農地利用集積円滑化団体」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第三十三条の二 「農地利用集積円滑化団体」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

化団体(農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。)又は」を削り、同号ト中「農業經營基盤強化促進法」の下に「(昭和五十五年法律第六十五号)」を加える。

第三条第一項第七号中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項第七号の二中「第十八条第五項」を「第十八条第七項」に改め、同項第十二号中「農地利用集積円滑化団体又は」を削り、「農地売買等事業(農業經營基盤強化促進法第四条第三項第一号)に掲げる事業をいう。以下同じ。」又は同法」を「農業經營基盤強化促進法」に改め、同条第二項第六号中「農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第四条第一項第三号中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

第五条第一項第二号中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「前条第一項第七号」を「前条第一項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第二四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二四号の次に次の一号を加える。

三 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による告がある農用地利用配分計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用配分計画の定めるところによつて貸借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

第五条第二項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、地域における効率的かつ安定的な農業經營を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

第五条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第六条第一項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農地所有適格法人以外の者の報告等)  
第六条の一 第三条第三項の規定により同条第一項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者、農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農

第五条第一項第二号中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一項」に改め、「第六条第二項」に改める。

同項第七号を「前条第一項第七号」を「前条第一項第八号」に改め、同項第六号を「前条第一項第八号」に改め、「第六条第二項」に改める。

三 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第六号に規定する者及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による告がある農用地利用配分計画の定めるところにより貸借権又は使

用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた同法第十八条第二項第六号に規定する者及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による告がある農用地利用配分計画の定めるところにより貸借権又は使

用貸借による権利の設定又は移転を受けた同法第十五条第四号に規定する者、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。

二 農業委員会は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その旨をそれぞれ当該各号に定める者に通知するものとする。

一 農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による告がある農用地利用集積計画の定めるところにより貸借権又は使用貸借に由る権利の設定を受けた同法第十八条第二項第六号に規定する者が同条第三項第三号に掲げる要件に該当しない場合その他の農林水産省令で定める場合 同法第十二条第一項に規定する同意市町村の長

二 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による告がある農用地利用配分計画又は前号に規定する農用

地利用集積計画(同法第十九条の二第一項の規定により農業經營基盤強化促進法第十八条第三項第四号の同意があつたものに限る)の定めるところにより貸借権又は使用

貸借による権利の設定又は移転を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号に規定する者又は農業經營基盤強化促進法第十八条第六号に規定する者があつた農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項第四号又は農業經營基盤強化促進法第十八条第三項第三号に掲

産省令で定める場合 農地中間管理機構

第七条第四項中「前条第一項」を「第六条第二項」に改める。

同項第七条ただし書中「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に、「第十八条第五項」を「第十八条第七項」に改める。

三 「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農地中間管理事業の事業実施地域に存する」を「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

二十六条第一項第二号中「又は第三項」を削る。

二十四条第一項中「農地利用集積円滑化団体」を削る。

二十二条第一項第十四号中「及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第一項第一号中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に改め、同項第一号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

二十一条第一項第十七号を「第七号」とする部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

二 法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

二 法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

二 法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

二 法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

二 法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る

四七

並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日  
(農用地利用配分計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律(次項において「旧農地中間管理事業法」という。)第十八条第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第十八条第一項の認可を受けた農用地利用配分計画(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により認可を受けた農用地利用配分計画を含む。)については、第三条の規定による改正後の農地法(附則第七条第一項において「新農地法」という。)第四条第一項第四号及び第五条第一項第三号並びに第四条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第六号の規定は、適用しない。  
(旧円滑化団体に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に存する第二条の規定による改正前の農業基盤強化促進法(以下「旧基盤強化法」といいう。)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「旧円滑化団体」という。)が旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する農地売買等事業(以下この条及び次条において「農地売買等事業」という。)のために買い入れた農用地等については、当該旧円滑化団体は附則第一条第二号に掲げる規定の施行後速やかに売り渡すものとし、売渡しまでの間ににおける当該農用地等に係る当該農地売買等事業については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧円滑化団体が行っている土地改良事業及び同号に掲げる規定の施行の際現に旧円滑化団体が参加している土地改良事業についての旧円滑化団体が参加する資格については、なお従前の例による。ただし、次条第三項の規定により農地売買等事業に係る権利及び義務が旧円滑化団体から農地中間管理機構に承継されたときは、この限りでない。  
4 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項において「第二号施行日」という。)前に旧円滑化団体が受けた特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号)第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての附則第十五条の規定による改正前の同法(以下この項において「旧特定農地貸付け法」という。)第四条に規定する農地売買等事業に規定する土地改良法昭和二十四年法律第一百九十五号)の特例については、なお従前の例による。ただし、次条第三項の規定により農地売買等事業に係る権利及び義務が旧円滑化団体から農地中間管理機構に承継されたときは、この限りでない。

第四条 旧円滑化団体は、第二号施行日から起算して三年を経過する日までの間において、その事業実施地域の所在する都道府県の知事が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定をした農地中間管理機構に対して、当該農地中間管理機構において農地売買等事業に係る権利及び義務を当該旧円滑化団体から承継すべき旨を申し出ることができる。  
農地中間管理機構は、前項の規定による申出を承諾したときは、その旨を公告しなければならない。  
3 前項の規定による公告があつたときは、農地売買等事業に係る権利及び義務は、当該公告の日において旧円滑化団体から当該農地中間管理機構に承継されるものとする。  
(農業經營改善計画の認定の申請に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた旧基盤強化法第十二条第一項の認定機構に承継されるものとする。  
(農業經營基盤強化促進法第十三条第一項の変更の認定を含む。以下この条において同じ。)の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際に認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に貸し付けられた農業經營基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金及び旧基盤強化法第十四条の六第一項第二号の規定により貸し付けられた融資機関に対する貸付金についての旧基盤強化法第十四条の七(農業經營基盤強化促進法第十一条の八第一項において準用する場合を含む。)及び第十四条の八第一項に規定する期限並びに旧基盤強化法第十四条の九第二項に規定する年限については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にされた第三条の規定別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号中「及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百一号)の項を次のように改める。

農地中間管理事業の  
推進に関する法律  
(平成二十五年法律  
第一百一号)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの

- 一 第三条第一項、第四項及び第五項、第四条、第五条、第八条第一項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条、第十八条第一項、第六項及び第七項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十二条第二項、第二十八条並びに第三十条第一項及び第二项の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 二 第十八条第六項(第一号に係る部分に限る)の規定により指定市町村が処理することとされている事務(農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く)にするため、農地又は農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為であつて、当該行為に係る農地の面積の合計が四ヘクタールを超えるものに係る農用地利用配分計画に係るものに限る。)

別表第二農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第一号中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に改め、同項第三号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第一号中「第十一条の五十第一項第一号及び第三号」を「第十一条の五十第一項」に改める。

第十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十条第十二項ただし書中「農業經營基盤強化促進法」の下に「(昭和五十五年法律第六十五号)」を加える。

(土地改良法の一部改正)

第三条第四項中「農地利用集積円滑化団体(農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)」を加える。

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案

十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第三項第一号)に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。若しくは、「農地利用集積円滑化団体若しくは」及び「農地利用集積円滑化事業をする農地利用集積円滑化団体若しくは」を削り、「農地利用集積円滑化事業をいう。」若しくはを削り、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項」を「同条第三項」に改め、「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

(農業經營基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)若しくはを削り、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項」を「同条第三項」に改め、「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第五十三条の三の二第二項中「農地利用集積円滑化団体若しくは」を削る。

第十一条の五十第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第三十条第十二項ただし書中「農業經營基盤強化促進法」の下に「(昭和五十五年法律第六十五号)」を加える。

(土地改良法の一部改正)

第十四条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

(特定農地貸付けに關する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十五条 特定農地貸付けに關する農地法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条第十六項中「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二号)」に改め、同条第二項中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

条の八の二第一項から第五項までの規定中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第九十五条第一項中「農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)」を削り、同条第二項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、「置かない農地利用集積円滑化団体又は」を「置かない」に改め、同条第五項中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第九十五条の二第一項及び第二項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同条第三項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、「置かない農地利用集積円滑化団体」及び「政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。」を削り、「置かない農地利用集積円滑化団体又は」を「置かない」に改める。

第一百条第一項中「農地利用集積円滑化団体」及び「政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。」を削り、「置かない農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第一百四十四条中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

(農住組合法の一部改正)

第十四条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

(特定農地貸付けに關する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十七条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八条第一項の規定による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第二号イ中「農業經營基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第三項第一号)に規定する農地売買等事業を行ふ者に限る。)をいう。以下同じ。」を削る。

第四条第一項及び第二項並びに第六条中「農地利用集積円滑化団体」を削る。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十六条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十一条第十六項中「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二号)」に改め、同条第二項中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

投票者氏名

日程第一 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

二二六名

足立	愛知	治郎君	敏之君
青山	繁晴君		
朝日健太郎君			
井上	義行君		
石井	準一君	井原	
石井	正弘君	石井	浩郎君
石田	昌宏君	石井みどり君	巧君
猪口	邦子君	石井	磯崎
岩井	茂樹君	井原	陽輔君
上野	通子君	石井	阿達
上野	通子君	宇都	一彦
衛藤	晟一君	江島	誠章君
小野田紀美君		小川	今井繪理子君
大家	敏志君	小川	克巳君
北村	経夫君	岡田	尾辻
大野	泰正君	岡田	秀久君
岡田	直樹君	金子原二郎君	太田
佐藤	さつき君	金子原二郎君	房江君
佐藤	啓君	大沼みづほ君	上月
佐藤	正久君	こやり隆史君	良祐君
山東	昭子君	太田	広君
古賀友一郎君		岡田	
古賀友一郎君		佐藤	
島村	大君	佐藤	
高階恵美子君		佐藤	
高橋	克法君	酒井	
鶴保	芳文君	酒井	
徳茂	雅之君	庸行君	
中泉	松司君	自見はなこ君	
中曾根弘文君		進藤金日子君	
中西	哲君	進藤金日子君	
		世耕弘成君	
		そのだ修光君	
		高野光二郎君	
		宏文君	
		豊田	
		豊田	
		塚田	
		塚田	
		故	
		故	
		中川	
		中川	
		俊郎君	
		雅治君	
		茂君	
		健介君	
		祐介君	

二之湯 正志君  
西田 智君  
昌司君  
藤川 野村  
馬場 哲郎君  
林 哲郎君  
福岡 成志君  
資慶君  
藤末 健三君  
堀井 巍君  
牧野たかお君  
松村 祥史君  
丸山 和也君  
三原じゅん子君  
水落 敏榮君  
宮島 嘉文君  
元榮太 一郎君  
森屋 宏君  
山崎 正昭君  
山田 修路君  
山谷えり子君  
山本 順三君  
和田 政宗君  
渡邊 美樹君  
有田 芳生君  
江崎 孝君  
小川 敏大君  
神本 美恵子君  
小西 洋之君  
芝 博一君  
那谷屋 正義君  
難波 奨二君  
白 眞寛君  
藤田 福島みづは君  
吉川 沙織君  
牧山 ひろえ君  
藤田 幸久君  
福島みづは君  
アントニオ猪木君

青木 石上 大島 九州男君  
大野 元裕君 浜口 工利君  
木戸口英司君 古賀 之士君  
櫻葉賀津也君 森 ゆうこ君  
浜口 誠君 矢田 わか子君  
舟山 康江君 山本 太郎君  
森 康江君 伊藤 孝江君  
魚住裕 一郎君 熊野 正士君  
里見 隆治君 新妻 秀規君  
高瀬 弘美君 竹谷 とし子君  
浜田 昌良君 香苗君  
三浦 信祐君 山本 信一君  
矢倉 克夫君 横山 均君  
片山虎之助君 浅田 章君  
行田 邦子君 井上 哲士君  
藤巻 健史君 高木 かおり君  
室井 邦彦君 岩渕 友君  
木戸口英司君 吉良 よし子君  
小池 晃君 辰巳 孝太郎君  
大門 実紀史君 大島 俊雄君

表題部所有者不  
関する法律案(一)  
名  
足立 敏之君  
愛知 治郎君  
青山 繁晴君  
朝日健太郎君  
井上 義行君  
石井 準一君  
石井 正弘君  
石田 昌宏君  
猪口 邦子君  
岩井 茂樹君  
上野 通子君  
衛藤 晟一君  
小野田紀美君  
大家 敏志君  
大野 泰正君  
岡田 直樹君  
片山さつき君  
北村 経夫君  
佐藤 啓君  
佐藤 古賀友一郎君  
未松 信介君  
関口 昌一君  
島村 大君  
柘植 克法君  
高橋 芳文君  
平山佐知子君  
伊波 洋一君  
郡司 彰君  
山下 芳生君

山添	拓君	薬師寺みちよ君
渡辺	喜美君	糸数
一郎君	一郎君	慶子君
塙田	宏文君	高野光二郎君
滝波	弘成君	世耕
塙田	修光君	そのだ
一郎君	金日子君	進藤
高野光二郎君	自見はなこ君	高野光二郎君
塙田	雅志君	阿達
一郎君	一彦君	青木
高野光二郎君	赤池	赤池
塙田	有村治子君	誠章君
一郎君	巧君	石井みどり君
高野光二郎君	陽輔君	石井
塙田	小川克巳君	磯崎
一郎君	秀久君	石井
高野光二郎君	潔君	浩郎君
塙田	宇都隆史君	宇都
一郎君	大沼みづほ君	尾辻
高野光二郎君	太田房江君	江島
塙田	岡田広君	小川
一郎君	金子原二郎君	宇都
高野光二郎君	こやり隆史君	大沼みづほ君
塙田	良祐君	尾辻
一郎君	佐藤信秋君	大沼みづほ君
高野光二郎君	酒井庸行君	太田房江君
塙田	上月良祐君	岡田広君
一郎君	佐藤信秋君	金子原二郎君
高野光二郎君	酒井庸行君	こやり隆史君
塙田	自見はなこ君	大沼みづほ君
一郎君	阿達	尾辻
高野光二郎君	青木一彦君	大沼みづほ君
塙田	誠章君	宇都
一郎君	石井みどり君	尾辻
高野光二郎君	磯崎陽輔君	大沼みづほ君
塙田	井原巧君	太田房江君
一郎君	浩郎君	岡田広君
高野光二郎君	洁君	金子原二郎君
塙田	赤池誠章君	こやり隆史君
一郎君	有村治子君	大沼みづほ君
高野光二郎君	赤池誠章君	尾辻
塙田	青木一彦君	大沼みづほ君
一郎君	阿達	宇都
高野光二郎君	雅志君	大沼みづほ君
塙田	衆議院送付	尾辻
一郎君	の登記及び管理	大沼みづほ君
高野光二郎君	○名	尾辻
塙田	二三七名	大沼みづほ君

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 參議院会議録第十八号

投票者氏名

市田 忠義君	紙 智子君	倉林 明子君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聰平君	山添 藥師寺みちよ君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聰平君	山添 拓君	薬師寺みちよ君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聰平君	山添 拓君	薬師寺みちよ君	田村 智子君	武田 良介君	仁比 聰平君	山添 拓君	薬師寺みちよ君	
佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	
山東 昭子君	正久君	啓君	古賀友一郎君	北村經夫君	大家敏志君	小野田紀美君	大野泰正君	岡田直樹君	岡田片山さつき君	岡田大野	岡田泰正君	岡田直樹君	岡田片山さつき君	岡田大家敏志君	岡田小野田紀美君	岡田大野	岡田泰正君	岡田直樹君	岡田片山さつき君	岡田大野	岡田泰正君	岡田直樹君
自見はなこ君	酒井酒井	庸行君	信秋君	良祐君	上月	金子原二郎君	房江君	太田廣君	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	岡田岡田	
○名	二二八名	阿達雅志君	青木一彦君	赤池誠章君	井原治子君	石井巧君	石井浩郎君	石井みどり君	石井隆史君	宇都陽輔君	磯崎陽輔君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	今井理子君	
岩渕晃君	吉良よし子君	小池晃君	大門実紀史君	辰巳孝太郎君	山下芳生君	平山佐知子君	伊波洋一君	山下芳生君	平山佐知子君	伊波洋一君	山下芳生君	平山佐知子君	伊波洋一君	山下芳生君	平山佐知子君	伊波洋一君	山下芳生君	平山佐知子君	伊波洋一君	山下芳生君	平山佐知子君	
反対者氏名	案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	足立敏之君	愛知治郎君	青山繁晴君	朝日健太郎君	井上義行君	石井準一君	石井正弘君	石井昌宏君	石井邦子君	岩井茂樹君	岩井通子君	上野晟一君	衛藤邦子君	猪口昌宏君	石井正弘君	石井昌宏君	石井邦子君	岩井茂樹君	岩井通子君	上野晟一君

島村	大君	進藤金日子
末松	信介君	世耕弘成君
関口	昌一君	そのだ修光君
高橋	克法君	高野光二郎君
柘植	芳文君	滝波宏文君
鶴保	庸介君	塚田一郎君
徳茂	雅之君	豊田俊郎君
中曾根	弘又君	中川雅治君
中西	中西哲君	中西健治君
中泉	松司君	豊田祐介君
二之湯	西田智君	長峯誠君
馬場	昌司君	野上浩太郎君
野村	哲郎君	長谷川岳君
福岡	成志君	橋本聖子君
藤川	政人君	平野達男君
堀井	芳正君	藤木基之君
林	健三君	古川眞也君
藤末	資麿君	舞立俊治君
牧野	巖君	藤井昇治君
丸山	和也君	松川るい君
松下	新平君	三宅伸吾君
松山	政司君	柳本祥史君
宮島	喜文君	宮本珠代君
元榮太	一郎君	丸川亨君
森屋	宏君	三宅洋一君
山谷えり子君	正昭君	山田雄平君
山田	修路君	山田卓治君
山崎	順三君	山本一大君
和田	政宗君	山本吉川ゆうみ君
渡邊	有田芳生君	小川相原久美子君
江崎	美樹君	石橋勝也君

令和元年五月十七日 參議院會議錄第十八号

投票者氏名

小川	敏夫君	芝	博一君
神本	美恵子君	那谷屋正義君	
小西	洋之君	難波	燐二君
福島	みづほ君	白	眞勲君
藤田	幸久君	吉川	沙織君
牧山	ひろえ君	アントニオ猪木君	青木
石上	俊雄君	愛君	
大島	九州男君		
大野	元裕君		
徳永	エリ君		
木戸口	英司君		
浜口	誠君		
舟山	康江君		
山本	太郎君		
伊藤	孝江君		
森	ゆうこ君		
矢田	わか子君		
矢倉	一郎君		
高瀬	弘美君		
山本	香苗君		
横山	信一君		
新妻	秀規君		
浜田	昌良君		
三浦	信祐君		

若松	山口	那津	男君	川田	風間
謙維君	本	博司君	勝君	斎藤	直樹君
	本	大作君	正明君	杉尾	龍平君
	平木	西田	久武君	秀哉君	嘉隆君
	谷合	竹内	真二君	礒崎	博行君
	河野	森本	輝彦君	大塚	吉雄君
	石川	柳田	喜史君	小林	由佳君
	秋野	田名部	公造君	櫻井	信也君
		匡代君	博宗君	充君	航君
			義博君		

浅田 石井	均君	片山虎之助君
行田 邦子君	章君	高木かおり君
室井 邦彦君		藤巻 健史君
井上 哲士君		吉良よし子君
岩渕 友君		小池 晃君
吉良よし子君		大門実紀史君
小池 晃君		辰巳孝太郎君
大門実紀史君		山下 芳生君
辰巳孝太郎君		平山佐知子君
山下 芳生君		伊波 洋一君
平山佐知子君		伊波 彰君
伊波 洋一君		郡司 彰君
伊波 彰君		

東	石井	儀間	儀間
苗子君	徹君	光男君	貴之君
恭子君	和之君	成文君	阿達
忠義君	智子君	仁比	雅志君
倉林	智子君	武田	青木
市田	明子君	仁比	赤池
松沢	智子君	田村	井原
山口	智子君	武田	石井
清水	智子君	仁比	石井
中山	智子君	田村	井原
和之君	智子君	武田	浩郎君
成文君	智子君	仁比	一彦君
貴之君	智子君	赤池	誠章君
光男君	智子君	井原	巧君
和之君	智子君	石井	みどり君
貴之君	智子君	石井	陽輔君
和之君	智子君	儀崎	今井絵理子君
貴之君	智子君	宇都	隆史君
和之君	智子君	江島	潔君

衛藤 晟一君 小野田紀美君 大家 敏志君 北村 片山さつき君  
 岡田 直樹君 古賀友一郎君 佐藤 経夫君 佐藤 正久君 佐藤 啓君  
 松下 新平君 松山 政司君 牧野たかお君 松山 丸山 和也君 三原じゅん子君

小川	克巳君	尾辻	秀久君
金子原二郎君	岡田	房江君	大沼みづほ君
こやり隆史君	岡田	広君	太田
自見はなこ君	上月	良祐君	太田
進藤金日子君	佐藤	信秋君	房江君
高野光二郎君	酒井	庸行君	大沼みづほ君
世耕 弘成君	自見はなこ君	良祐君	尾辻 秀久君
そのだ修光君	進藤金日子君	信秋君	金子原二郎君
高野光二郎君	酒井 庸行君	庸行君	岡田 広君
淹波 宏文君	自見はなこ君	良祐君	太田 房江君
塚田 一郎君	進藤金日子君	信秋君	大沼みづほ君
茂君	高野光二郎君	庸行君	尾辻 秀久君
堂故	世耕 弘成君	庸行君	金子原二郎君
豊田 俊郎君	そのだ修光君	良祐君	岡田 広君
中川 雅治君	高野光二郎君	信秋君	太田 房江君
中西 純介君	淹波 宏文君	庸行君	大沼みづほ君
長峯 誠君	塚田 一郎君	良祐君	尾辻 秀久君
健治君	茂君	信秋君	金子原二郎君
二之湯 武史君	堂故	庸行君	岡田 広君
野上浩太郎君	進藤金日子君	良祐君	太田 房江君
長谷川 岳君	高野光二郎君	信秋君	大沼みづほ君
橋本 聖子君	淹波 宏文君	庸行君	尾辻 秀久君
平野 達勇君	塚田 一郎君	良祐君	金子原二郎君
藤井 基之君	茂君	信秋君	岡田 広君
吉川 真也君	堂故	庸行君	太田 房江君
舞立 俊治君	進藤金日子君	良祐君	大沼みづほ君
昇治君	高野光二郎君	信秋君	尾辻 秀久君
丸川 祐史君	淹波 宏文君	庸行君	金子原二郎君
三木 眞代君	塚田 一郎君	良祐君	岡田 広君
三宅 亨君	茂君	信秋君	太田 房江君
伸吾君	堂故	庸行君	大沼みづほ君

水落 宮島 喜文君 敏栄君  
 元榮太一郎君 森屋 山崎 正昭君 宏君  
 吉川ゆうみ君 山田 修路君  
 渡辺 猛之君  
 アントニオ猪木君 青木 耕  
 石上 俊雄君 愛君  
 大島九州男君 大野 元裕君  
 木戸口英司君 德永 工リ君  
 古賀 誠君 榎葉賀津也君  
 舟山 康江君 棚森 ゆうこ君  
 浜口 矢田わか子君  
 秋野 公造君  
 石川 博崇君  
 河野 義博君  
 佐々木さやか君  
 杉 真二君  
 谷合 久武君  
 竹内 正明君  
 平木 實仁君  
 宮崎 勝君  
 西田 大作君  
 本多 博司君  
 若松 謙維君  
 東 勝君  
 石井 苗子君

宮沢	洋一君	宮本	周司君
森	まさこ君	柳本	雄平君
柳本	卓治君	山下	一大君
山下	雄平君	山本	和田
山本	政宗君	大塚	渡邊
大塚	伊藤	磯崎	足立
磯崎	伊藤	川合	信也君
川合	足立	小林	孝惠君
小林	哲史君	櫻井	美樹君
櫻井	耕平君	増子	信也君
増子	孝典君	森本	羽田雄一郎君
森本	輝彦君	柳田	喜史君
柳田	真治君	伊藤	正夫君
伊藤	稔君	魚住裕	充君
魚住裕	正士君	熊野	田名部匡代君
熊野	隆治君	里見	羽田雄一郎君
里見	孝江君	高瀬	喜史君
高瀬	弘美君	竹谷	正夫君
竹谷	とじ子君	三浦	新妻
三浦	秀規君	矢倉	昌良君
矢倉	信祐君	石井	均君
石井	克夫君	山本	香苗君
山本	香苗君	横山	片山虎之助君
横山	片山虎之助君	浅田	均君

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 參議院会議録第十八号

投票者氏名

反対者氏名		四名	
相原久美子君	有田芳生君	相原久美子君	有田芳生君
石橋通宏君	江崎孝君	石橋通宏君	江崎孝君
小川勝也君	小川敏夫君	小川勝也君	小川敏夫君
風間直樹君	神本美恵子君	風間直樹君	神本美恵子君
川田龍平君	小西洋之君	川田龍平君	小西洋之君
斎藤嘉隆君	芝博一君	斎藤嘉隆君	芝博一君
杉尾秀哉君	那谷屋正義君	杉尾秀哉君	那谷屋正義君
長浜直樹君	藤田幸久君	長浜直樹君	藤田幸久君
野田龍平君	難波獎二君	野田龍平君	難波獎二君
鉢呂吉雄君	白眞勲君	鉢呂吉雄君	白眞勲君
福山博行君	福島みづほ君	福山博行君	福島みづほ君
真山哲郎君	牧山ひろえ君	真山哲郎君	牧山ひろえ君
宮沢吉雄君	岩渕友君	宮沢吉雄君	岩渕友君
由佳君	井上哲士君	由佳君	井上哲士君
仁比筋彦君	吉川沙織君	仁比筋彦君	吉川沙織君
倉林智子君	小池晃君	倉林智子君	小池晃君
市田忠義君	大門寒紀史君	市田忠義君	大門寒紀史君
蓮舫君	辰巳孝太郎君	蓮舫君	辰巳孝太郎君
山添智子君	伊波洋一君	山添智子君	伊波洋一君
仁比聰平君	郡司彰君	仁比聰平君	郡司彰君
慶子君		慶子君	

朝日健太郎君  
井上義行君  
石井準一君  
石井正弘君  
石田昌宏君  
岩井邦子君  
猪口茂樹君  
上野通子君  
小野田紀美君  
衛藤晟一君  
大家敏志君  
大野泰正君  
岡田直樹君  
片山さつき君  
佐藤古賀友一郎君  
佐藤昌一君  
島村高階恵美子君  
山東佐藤信介君  
高橋克法君  
柘植昌一君  
鶴保庸介君  
中曾根弘文君  
中泉雅之君  
西田松司君  
中野正志君  
西田智君  
中西哲君  
藤川哲君  
福岡昌司君  
林成志君  
馬場智君  
野村哲君  
西田正君  
二之湯芳正君  
政人君  
資磨君

有村	井原	治子君
石井	浩郎君	巧君
石井みどり君	瀬君	
磯崎	陽輔君	
今井繪理子君	隆史君	
宇都	隆史君	
江島	大沼みづは君	
小川	克巳君	
尾辻	秀久君	
太田	房江君	
岡田	広君	
金子原二郎君	こやり隆史君	
上月	良祐君	
佐藤	信秋君	
酒井	庸行君	
自見はなこ君		
進藤金日子君		
世耕弘成君		
高野光二郎君		
滝波	宏文君	
塙田	一郎君	
豊田	茂君	
中川	堂故	
中西	俊郎君	
長峯	健治君	
長峯	祐介君	
橋本	雅治君	
平野	誠君	
藤井	聖子君	
長谷川	達男君	
基之君		
眞也君		

藤末 堀井 牧野たかお 水落 敏栄君  
 嶽君 松下 新平君 宮島 喜文君 元禄太一郎君  
 丸山 三原じゅん子君 森屋 宏君 山崎 正昭君  
 里見 山田 修路君 山本 順三君 渡邊 芳生君  
 熊野 蓮 神本敏夫君 小川 渡邊 美樹君  
 竹谷 魚住裕 芝 芳孝君 小西 美恵子君  
 高瀬 宮沢 真山 福山 博一君  
 新妻 伊藤 勇一君 真理君 哲郎君  
 浜田 孝江君 由佳君 郎君  
 昌良君 弘美君 航君  
 秀規君 隆治君  
 とし子君

舞立	吉川	俊治君
昇治君	森	るい君
昇治君	三宅	祥史君
昇治君	松村	仲吾君
昇治君	松川	珠代君
昇治君	宮本	享君
昇治君	宮本	周司君
昇治君	柳本	洋一君
昇治君	山下	まさこ君
昇治君	山田	雄平君
昇治君	山田	宏君
昇治君	山本	太君
昇治君	吉川	吉川ゆうみ君
昇治君	渡辺	猛之君
昇治君	相原久美子君	相原久美子君
昇治君	石橋	通宏君
昇治君	小川	勝也君
昇治君	川田	直樹君
昇治君	野田	龍平君
昇治君	長浜	嘉隆君
昇治君	杉尾	秀哉君
昇治君	斎藤	國義君
昇治君	藤田	鉢呂吉雄君
昇治君	牧山	幸久君
昇治君	河野	ひろえ君
昇治君	石川	吉川沙織君
昇治君	秋野	公造君
昇治君	佐々木さやか君	博崇君
昇治君	竹内	久武君
昇治君	西田	正明君
昇治君	谷合	大作君

反対者氏名	アントニオ猪木君	三浦信祐君
	青木 愛君	矢倉克夫君
	石上 俊雄君	山本香苗君
	大島九州男君	横山平山佐知子君
	大野 元裕君	渡辺喜美君
木戸口英司君	浜口 誠君	三浦信祐君
古賀 之士君	舟山 康江君	矢倉克夫君
榛葉賀津也君	森 ゆうこ君	山本香苗君
徳永 エリ君	矢田わか子君	横山平山佐知子君
東 太郎君	中山 成文君	渡辺喜美君
石井 徹君	松沢 和之君	三浦信祐君
山谷 儀間	清水 貴之君	矢倉克夫君
市田 忠義君	中山 恭子君	山本香苗君
倉林 智子君	武田 成文君	横山平山佐知子君
仁比 明子君	田村 忠義君	渡辺喜美君
山添 聰平君	智子君	三浦信祐君
糸数 慶子君	拓君	矢倉克夫君

宮崎	山口那津男君	勝君
山本	大門寒紀史君	山本
若松	辰巳孝太郎君	博司君
薬師寺みちよ君	伊藤	足立
彰君	儀崎	信也君
郡司	大塚	孝恵君
	川合	哲史君
	小林	耕平君
	櫻井	正夫君
	田名部匡代君	孝典君
	浜野	喜史君
	増子	輝彦君
	森本	真治君
	柳田	稔君
	浅田	均君
	羽田雄一郎君	喜史君
	石井	輝彦君
	片山虎之助君	均君
	行田	邦子君
	藤巻	高木かおり君
	室井	健史君
	井上	邦彦君
	岩淵	哲士君
	吉良よし子君	友君
	小池	吉良よし子君
	晃君	吉良よし子君
	山下	芳生君
	山下	洋一君
	伊波	芳生君

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 参議院会議録第十八号 投票者氏名

日程第六 学校教育法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石井 昌宏君	石井 猪口	岩井 邦子君	上野 通子君	小野田紀美君	大野 敏志君	衛藤 咸一君	岡田 直樹君	片山さつき君	北村 経夫君	佐藤 啓君	古賀友一郎君	佐藤 大君	島村 昭子君	高橋 克法君	柘植 信介君	高階恵美子君	中泉 松司君	中曾根弘文君	中西 正志君	中野 中之湯
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一八三名

阿達 雅志君	赤池 誠章君	青木 一彦君	井原 巧君	石井 浩郎君	有村 治子君	井上 駿一君	井上 義行君	石井 みどり君	井上 駿一君	赤池 誠章君	青木 一彦君	赤池 誠章君	井原 巧君	石井 浩郎君	有村 治子君	井上 駿一君	井上 義行君	石井 みどり君	井上 駿一君	赤池 誠章君	青木 一彦君	井原 巧君	石井 浩郎君	有村 治子君	井上 駿一君	井上 義行君	石井 みどり君	井上 駿一君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------

西田 野村	馬場 成志君	林 哲郎君	福岡 政人君	藤川 健三君	藤井 嶽君	藤井 牧野たかお君	松下 新平君	松山 丸山	松山 丸山	松山 丸山	松川 古川	藤木 幸川	藤井 幸川	西田 野村															
-------	--------	-------	--------	--------	-------	-----------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

長谷川 岳君	聖子君	達男君	基之君	眞也君	祥史君	昇治君	俊治君	新平君																					
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

反対者氏名

熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	竹谷 とし子君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	浜田 信祐君	浜田 克夫君	浜田 三浦																			
--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

佐々木さやか君	久武君	竹内 真二君	谷合 正明君	西田 実仁君	宮崎 勝君	山口 那津男君	山本 平木	山本 谷崎	山本 若松	山本 岩谷	山本 博司君	山本 正作君	佐々木さやか君	久武君	竹内 真二君	谷合 正明君	西田 実仁君	宮崎 勝君	山口 那津男君	山本 平木	山本 谷崎	山本 若松	山本 岩谷	山本 博司君	山本 正作君	佐々木さやか君	久武君
---------	-----	--------	--------	--------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	---------	-----	--------	--------	--------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	---------	-----

付)

賛成者氏名

田村 智子君	武田 良介君	仁比 聰平君	山添 拓君	慶子君																							
--------	--------	--------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一五六名

辰巳孝太郎君	山下 芳生君	伊波 洋一君	郡司 彰君	大門寒紀史君																						
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

五四

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 參議院會議錄第十八号

投票者氏名

平木	西田	谷合	竹内	杉	河野	石川	吉川	秋野	渡辺	山本	柳本	宮澤	三宅	松川	丸川	藤木	古川	舞立	松川	山村	長谷川	中西	豊田	中川	堂故			
大作君	実仁君	正明君	久武君	義博君	公造君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	猛之君	雄平君	一太君	卓治君	伸吾君	洋一君	基之君	珠代君	真也君	達男君	俊治君	昇治君	喜之君	祥史君	亨君	基之君	祐介君	健治君	雅治君	俊郎君	茂君

三浦	浜田	高瀬	竹谷	新妻	弘美君	昌良君	秀規君	正士君	隆治君	孝江君	和田	山本	順三君	山谷えり子君	元榮太	丸山	牧野	藤末	福岡	馬場	中野	西田	中曾根	中泉	徳茂	雅之君	
信祐君	昌良君	弘美君	秀規君	正士君	隆治君	孝江君	和田	政宗君	正昭君	喜文君	修路君	山崎	森屋	喜文君	太一郎君	新平君	松下	野村	西田	中西	中野	正志君	松司君	司君	弘文君	松司君	雅之君

浜野	喜史君	羽田雄	田名部匡代君	正夫君	孝典君	耕平君	信也君	由佳君	孝惠君	吉雄君	哲史君	伊藤	足立	蓮	宮澤	小川	風間	中山	石井	東	山崎	山口	相原久美子君	相原久美子君	山崎	勝君
喜史君	正夫君	孝典君	耕平君	信也君	由佳君	孝惠君	吉雄君	苗子君	若松	博司君	山本	那津男君	那津男君	山口	勝君											

舟山	浜口	德永	榛葉賀津也君	工リ君	康江君	浜田	櫻井	田名部匡代君	正夫君	孝典君	耕平君	吉賀	木戸口英司君	大島九州男君	大野元裕君	吉川	青木	アントニオ猪木君	白	那谷屋正義君	片山虎之助君	矢倉	山本	横山	浅田	石井	山本	勝君
康江君	誠君	浜口	之士君	工リ君	浜江君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	喜史君	

反対者氏名

七一名

渡辺	喜美君	平山佐知子君	藤巻	片山虎之助君	矢倉	山本	横山	浅田	石井	東	山崎	勝君															
喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君	喜美君

郡司	辰巳孝太郎君	柳田	吉良よし子君	森本	増子	輝彦君	眞治君	友君	井上	岩渕	柳田																
辰巳孝太郎君																											

糸数	慶子君	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森	森
慶子君																												

官 報 (号 外)

令和元年五月十七日 參議院會議錄第十八号

明治三十五年三月三十日  
便物認可

発行所  
二東京一〇五番地  
独立行政法人  
国際印刷局

電話  
03  
(3587)  
4294

定価  
本体  
二三六円  
(税込)